

第466回（定例）福崎町議会会議録

平成28年3月24日（木）

午前9時30分 開 会

1. 平成28年3月24日、第466回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	山下健介
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議

長 日程第1は、一般質問であります。

それでは、日程により、通告順に発言を許可をいたします。

本日は女性会より傍聴者がありますので、報告をしておきます。

1番目の通告者は志水正幸議員であります。

質問の項目は

1. 平成28年度予算について
2. 公共下水道事業の地方公営企業法の適用について
3. 国民健康保険事業について
4. 女性の活躍推進法の制定について

以上、志水正幸議員。

志水正幸議員 議席番号4番、志水でございます。

ただいま議長から紹介のありました四つの項目について、質問させていただきます。

1項目めは平成28年度予算についてであります。

橋本町長が誕生して初めての新年度予算であります。議員はもちろんのこと、多くの町民の方が関心を持っておられることはもちろんのことだと思っております。

そこで、橋本町長の新年度予算について、質問をいたします。

この平成28年度の一般会計の予算総額は、過年度の予算と比べまして過去最大級の昨年度の予算よりも1億1,400万円少ない95億3,000万円ありますが、特別会計と企業会計を合わせた、いわゆる町全体の予算では162億6,000万円、昨年度より9,190万円増加しております。一般会計の歳入につきましては、企業の法人町民税の税率変更により、約3,000万円の減であります。企業の穏やかな景気回復で設備投資が上向いたことから、固定資産税が約9,600万円の増を見込んでおり、町税全体では昨年度より1億1,560万円増の32億2,230万円を見込んだ予算となっております。特に、子育て支援あるいは高齢化の進展による社会福祉費の増加や、福崎駅周辺整備に要する経費を多く見込んだ予算となっております。

いずれにいたしましても、町民の行政に対する要望は膨大なものでありますから、それらを限られた予算で執行するとなれば、既存の事務事業の見直しが必要となるものと考えております。

また、橋本町長は本定例会の所信表明の中でこのように言われております。紹介しますと、我が国はこれまで経験したことのない人口減や超高齢社会を迎えており、誰もが先を見通せない状況にあります。このような状況の下、私の町長就任後、最初の予算編成となる平成28年度予算は「継承と発展」、「創意と工夫」で輝く町を築いていくための重要な予算であります。このように力強く表明をされております。

そこで質問いたします。この新年度予算編成に当たっての橋本町長の予算編成における理念と具体的な編成方針について、お尋ねをいたします。

町 長 就任間もなく12月定例議会が開会され、閉会が1月26日と予算編成における具体的な指示事項を出す期間も少なかったわけではありますが、議員も申されましたとおり、所信表明で言いました、平成28年度予算は「継承と発展」、「創意と工夫」で輝く町を築いていくための重要な予算と位置づけているところであります。

その内容も第5次総合計画の実現、総合戦略の推進、そして本年、町制施行60周年という節目の年を祝い、福崎町のさらなる発展を目指していきたいと思

っているところでもあります。

私の選挙公約を含めまして、福崎駅周辺整備、子育て支援、安全と安心のまちづくり、地方創生の四つの柱を重点に予算を配分いたしました。

人口減少と高齢化の進行を見据え、住民の利便性向上のための将来への投資、人口と町の活力を維持するために、子育てしやすく、安心・安全で快適な生活ができる町をつくることを重視して予算編成を行っていただきました。

志水正幸議員 今、理念、考え方等をお答えいただいたんですが、次に、選挙当時に橋本町長がよく言われてますのに、公約だったと思いますけれども、「継承と発展」については新年度予算にどのように具体的に反映されているのか、お尋ねしたい。

また、橋本町長に対する町民の期待も大きく、自信を持って町民に貢献できるような事業はこれとこれだというような事業内容があれば、合わせて紹介をしていただきたいと思います。一つよろしく願いいたします。

町 長 継承部分は第5次総合計画の実現であります。私の副町長時代に策定委員長として指揮した総合計画でもありまして、福崎町の目指すべき方向は網羅されていると思っています。主要事業一覧に掲げていますように、計画実現を目指すための予算として総合計画の6本の柱に沿った事業を多く計上しているところでもあります。

その中でも、発展の部分は、総合計画や総合戦略の実現のためといったような形でもありますし、予算も重要ですが、執行するための体制整備、町長就任挨拶の中でも申し上げました職員の創意工夫、職員に汗をかいてほしいといったようなお願いもしているところでもあります。

国や県の制度改正、これらに迅速に対応しなければならないわけでありましてけれども、国の予算、年度内予算が通るわけでありましてけれども、これらは省庁において再配分されてきます。それらの細やかな部分をどのように捉えていくかといったような事柄も重要になってくるわけでありまして。

新しいものを取り入れていくという中における分野につきましては、町長就任いたしまして間もなく国土交通省のほうに陳情にもあがらせていただきました。これら駅周辺整備におきまして、いろんな形の中での予算配分があるわけでもあります。

また、この駅周辺整備における分野につきましても、街路計画でありました福崎駅田原線につきましても、町道馬田山崎線までを整備をして、これらを含めた中で代替地提供でありますとか、地域における活性化等についての事柄を求めていきたいと思っております。

自信を持って町民に貢献できる事業とのことでありますけれども、先ほど言いました駅周辺整備については、早期完成に向けた取り組みの一層の推進と、都市再事業、辻川界限等につなげていきたい。とりわけ、旧辻川郵便局の活用のための解体や古民家活用を図っていきたいと思っております。

第2に子育て支援の充実であります。乳幼児こども医療の所得制限の撤廃や、学童保育園の開園時間は午後7時まで1時間の延長を行います。さらに、今後におきましても、子育てしやすい町として支援策を充実させてまいりたいと思っております。

第3に安全・安心のまちづくりであります。特に第1体育館の耐震改修工事につきましても、3月補正予算で計上しております文化ゾーン駐車場及び防災倉庫の整備と合わせ、避難所としての機能を向上させるため、体育館の長寿命化も考慮した改修であります。

また、県と協調しながら安全・安心のまちづくりのための急傾斜地崩壊対策事

業でありますとか、砂防治山里山防災林整備、治水ではイマ谷池から松山川、国道３１２号冠水対策の高橋ハス池整備でありますとか、県の総合治水条例に基づく七種川改修、老朽ため池では桜上池、板坂三谷池、山崎直谷池等について、順次、防災・減災事業を進めてまいりたいと思っております。

志水正幸議員 駅前を中心として、さらには子育て支援、あるいは安全・安心のための各種のいろんな事業を今、公言できる事業として紹介いただきました。

２８年度予算案も見ますと、限られた予算の中で新規事業が確か２０件、拡充事業が１１件と大変苦労された形跡は十分評価しておりますけれども、思い切って事業をしようと思えば、かなりの財源が必要となってきますから、既存の事務事業の中で、もうその必要性がなくなったような事業とか、そういうものがあれば事業を若干縮小するとか、あるいはもう思い切って廃止するとか、そういうことが必要だと思うんです。新たな事業がどんどんどんどん出てまいりますから。そういうその事業を縮小されたり廃止されたような、そういうことは２８年度予算の中ではあるんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

町長 今、議員が言われましたように、行政改革の中における分野につきましても、不要不急のそういったような事業の見直しでありますとか、徹底した情報開示を行い、住民要望に応じていかなければならないという事柄につきましても、まさにそのとおりであります。

事業の縮小や廃止といったようなものは、継続性を求められるものが非常に多く、それらを急激に休止するといったような事柄がなかなか難しい点がございます。事業が完了したものを除きまして、これらの見直しに当たる分野につきましても、この平成２８年度、行政改革を進めるに当たって、今まさに職員挙げて、計画的に進めるべく、検討しているところであります。

志水正幸議員 いったん実施しますと、なかなかその事業を縮小したり廃止するのは難しいことは本当によく理解はできます。しかしながら、これから先のことを考えますと、英断のまた判断が必要になろうかと思えます。

ここでちょっと辛口の評価をさせていただきますと、嶋田町政を継承されてから、やむを得ないことではありますけれども、総じて嶋田町政を引き継いだ事業が本当に多くて、橋本カラーとして目を見はるような大きな事業というのは見にくい、見えにくい部分も正直あるような気がいたします。

例えば、一例として挙げますと、子どもが病気になるときは夜間とか休日が非常に多いんですね。ですから、夜間急病センターを郡部３町で設置するとか、あるいは例えば今、病児保育とか病後児保育、これは両親の方、共働きで子どもが病気になったとき、本当に困っておられます。病気のときには親が見るべきだと、そういった意見もあるんですけれども、仕事の関係でどうしても休めない場合も多々あります。他市町でも、診療所の一室を借りて、その病児保育とか、あるいは病後児、病気の治りかけの子どもを預かるような保育所も結構されております。

また、兵庫県でもこの国の要件を緩和して、こういった事業を進めるように県単独の補助制度も設けられております。

そういったこと、それからもう１点、一例を挙げますと、よく言われています今後の検討課題であります小中学校の教室の冷暖房化、これも計画的に実施するなど、今までにない、橋本町長の意気込みややる気を町民に知らせる非常によい機会であったと思います。

これから先、今後、検討されると思いますけれども、その点について、橋本町長の考えをお尋ねいたします。

町 長 夜間休日診療でありますとか、こういったような事柄につきましては、郡内医師会の協力を得まして、在宅当番医制で今、休日診療は行っているところであります。

医師会との話し合いは年1回以上、必ず町長でありますとか、副町長を交えた形の中で話し合いをしているところでありまして、これらに対するその取り組みの必要性、また、それらに対する費用、また、効果等を一度問うてみたいとは思いますが、ありますけれども、今、申し上げましたように、郡内における在宅当番医制では、お医者さんが1名、看護師1名、受付事務1名、また、薬局については別枠に今なっておるわけでありまして、薬局も開いていただかなければならない。これらの人件費を賄うためには、1日患者数が約30から40人程度は必要だということに言われておりました。

これらに対応するだけでも、郡医師会では大変な労力を注いでいただいているところでもあります。

なお、公立の神崎総合病院につきましては、在宅当番医制にも協力していただいておりますけれども、それ以外に土曜日、日曜日、また祝日及び夜間における当直医対応で緊急診療を実施していただいております。担当医師の専門科のみの受付の場合もあるわけでありまして、できるだけ必要に応じた形の中で患者の状態を事前に確認して、必要に応じて他の医院を紹介しているといったような形であります。

姫路の休日夜間急病センターは、市外の方についても、それらサービス提供していただいているわけでありまして、やはり運営費を聞いてみますと、非常に大きな金額が伴うといったような形になっておるところであります。

病児保育でありますとか、病後児保育の関係におきましては、医療機関等も含めた形の中で対応をしていかなければならない。まだまだ福崎町では、研究を重ねなければならない部分もあるかと思います。

当然、医師会等の協力も必要でありますし、こういったような方向性が一番いいのであるか、町内で1カ所でいいのか、また、郡内で1カ所といったような形の中で、広域的な観点で取り組むほうがいいのか、単独町で取り組むほうがいいのか、そこら辺も研究しなければ、今のところそこまで至っておりませんので、今後の課題といったような形になろうかと思います。

小中学校施設につきましては、これはもう議員もご承知のように平成30年度を目途とする新公会計制度がございます。資産台帳を含め長寿命化計画に沿った形で施設整備を行っていきたいというように思っております。

志水正幸議員 ありがとうございます。神崎病院で在宅当番制でされていますが、なかなかその当番に当たられるのが外科の先生だったり、内科だったりしますので、非常にいざというときにはうまくマッチしないケースもあります。今、姫路の夜間急病センターでも、特に今回のインフルエンザ等がはやりますと、もう3時間、4時間待ち、薬をいただくにしても2時間ぐらい待つような状態になってますし、姫路市内、市外からもかなり集中してますから、ちょっと救急体制としてはどうかなという思いがあります。

それと、病後児のいわゆる治りかけの子どもを保育するというように、これについても親御さんたちは大変なやっぱり心配されておりますので、今、町長言われたように、これから町内でするのか、郡でするのか、ニーズ調査を含めて、また検討をしていただきたいと思います。

そのような期待を多くの町民の方々は本当にいろいろ持っておられます。先ほどこっちと辛口の評価もさせていただきましたけれども、よくよく考えてみま

すと、橋本町長、これはちょっと町長をフォローすることになるんですけど、橋本町長が誕生されたのは１２月１８日に就任されました。１２月といいますと、もう予算編成の骨格とかあるいはその方針は既に固まっておって、そういう時期だと思いますので、抜本的にその時点から予算を改めて見直すとか、あるいはゼロベースから予算を積み上げていくとか、そういうことについてはちょっと時間的にも無理があったんじゃないかということも事実だと思います。やはりこれから橋本町長が就任後１年間、多くの町民の方々の要望とか、あるいは町政の問題というものをしっかりと把握されてから、思い切った橋本カラーを来年度の予算に期待すべきだと、そういった意見もあります。

いずれにいたしましても、社会経済の目まぐるしい変化の中で、また混沌とする社会情勢の中で、今後の町行政を的確に対応するためには、超人のごとく鋭い視点とか、あるいは研ぎ澄まされた判断力、あるいはスピード、そういったものが求められていると思います。今後、既存の事務事業の見直しを行って、財源を捻出しながら、橋本町長の思い切った手腕を期待しております。

ことは町制６０周年の記念の年でありますし、また橋本町長の新年度予算のスタートの年でもありますから、そういうことを踏まえて、改めてもう一度町長のお考えをお尋ねいたします。

町長 新しい事業の展開という事でもありますけれども、なかなかそういうような事には届かないというように思っております。

といいますのも、前町長とともに私、副町長をさせていただいておった時分から、町政に係る分野について、同じく歩調を合わせて行ってまいりました。そういう観点から言いますと、今展開をしております行政の考え方、行政のあり方、これらにも私の考え方が反映されている部分が非常に多いでございます。

そういう点を含めた形の中での展開でありますので、やはり緩やかなる展開を求めていきたいと、一挙に改正を加えていきますと、住民の皆様方にも戸惑いが生じる可能性もあります。そういったような考え方をもとにした形の中で、住民の皆様方に安全で安心で地域で生活できるような行政展開を図っていききたいというように思っておるところであります。

志水正幸議員 一つよろしく願いいたします。

それでは、二つ目の項目に入ります。公共下水道事業の地方公営企業法の適用について、お尋ねをいたします。

平成２８年度から、新年度から、公共下水道事業の会計が特別会計から公営企業会計に移行した予算編成になっております。今までの会計処理は収入と支出の会計処理でありましたけれども、公営企業化されますと、民間企業と同じような損益計算などを行うような企業会計になります。下水道事業会計の経営実態を今まで以上に容易に経営状態が把握することができるようになったり、あるいは健全な経営ができると、そういう目的で公営企業化されていると思いますが、そこで質問いたします。下水道事業を公営企業化に移行するに当たって、今まで国等が指導されてきましたけれども、今のところは地方公営企業法、法律の第２条の中には、まだ下水道事業はこの法律の適用を受けるように改正はされておられません。法律の改正を待たずに、福崎町はこの他市町よりも先行して、下水道事業を公営企業化する、その理由について、簡単にお尋ねしたいと思います。

町長 これらにつきましては、総務大臣からの通知に基づくもので、人口３万人以上が公営企業化する義務化等が求められてまいりました。平成２７年から３１年までを公営企業化適用の集中取り組み期間とするといったような形の中で、重

点的な取り組みを要請されたものであります。

なお、人口3万人未満の市町村についても、できる限り移行が必要といったような形になっておりまして、福崎町は兵庫県下12町の中で先行するような形になるわけでありまして、他の11町におきましても、移行するような形の中で今、検討が進められているところであります。

それと同時に、この下水道事業の公営企業化に当たって、会計を明確化したいと、経営成績や財政状態を明確化することによって、より住民の皆様方にこれらに対する部分に認識を持っていただけるといったような形になるのではないかとこのように思っているところであります。

志水正幸議員 公営企業に移行いたしますと、その決算書の作成が損益計算書とか、あるいは貸借対照表、またキャッシュフロー計算書などを作成する会計書類になるんですが、それ以外にその会計の処理以外に、組織とかあるいは職員の身分の取り扱いが地方公務員法の適用から地方公営企業法の適用に変わります。具体的に今まで地方公務員法の適用を受けていた下水道職員が公営企業法の適用に変わることによって、具体的にどのように変わるのか、お尋ねしたいと思います。

上下水道課長 福崎町の下水道事業については、水道事業と同様に地方公営企業法の全部を適用することとしています。

このことにより、会計方式については、地方公営企業法の財務規定に準じて、発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理を行ってまいります。

また、組織としては、原則として地方公営企業における業務全般の権限を有し、みずからの判断と責任において事業体を運営できる管理者を設置することとなっておりますが、当町では条例で定めるところにより、管理者を置かないこととしております。管理者の権限は町長が行うこととなっております。

職員の身分については、企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受けることとなっております。

志水正幸議員 次にその事業運営が公営企業法の適用に移行した場合、具体的にどんなメリットがあって、また逆にどんなデメリットがあるのか、よろしく願いいたします。

上下水道課長 法適化におけるメリットについては、経営成績や財政状況の明確化と弾力的な企業経営だと言われております。また、デメリットとしましては、公会計制度が一般会計に導入されていない状況では、事務負担の増加と複雑な会計方式であるため、経理担当職員の人事異動など、引き継ぎや習熟に大変な労力を要すると考えられています。

志水正幸議員 今までなれた処理様式等が変わりますから、職員の方々のまた引き継ぎとか、そこらの研修も大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。

それと、下水道事業が公営化することによって、具体的にその費用負担が変わるような報道もあるんですけど、例えばその適用後、一般会計から財政支援をいただけてますけど、その消費税の納税額が安くなると、なぜ安くなるのか、どれぐらい安くなるのか、そのあたりお教えいただきたいと思います。

上下水道課長 消費税納税額につきましては、収入に係る消費税から特定収入税額を除いた仕入れ税額を控除して求めることとなっております。法適用することにより、一般会計から減価償却費に充当する補助金を受け入れる場合は、その補助金は特定収入に該当しないこととなり、節税になる場合があると言われております。

平成28年分の消費税額を法適用前の特別会計として算定することは困難ですが、法適用後の消費税納税額は671万4,000円を計上しています。歳入歳出の額などが異なるため、単純な比較はできませんが、確定済みの平成26

年分消費税額は2, 268万4, 200円で、結果として税額を抑えることができるのではないかと考えています。

志水正幸議員 今まで一般会計からその繰り入れを減価償却費相当額をもらっていたものが、それを消費税にしますと2, 200万円ほどかかっていたものが、今回670万円で済むということは、1, 600万円税金を納めるのが少なく済むということで、そういうことですね。1, 600万円。

それと、公営企業化することによって、一般の町民の方々がひょっとすれば下水道使用料が高くなるんじゃないかと、そういう質問に対して、町長はある種の会議のときに、当分下水道使用料は値上げしない、このように言っておられました。その値上げをしない根拠というのは何か考えがおりないのでしょうか。お尋ねいたします。

町長 今回、28年度当初予算でもお願いしておりますように、赤字になる部分につきましては、基金取り崩しと一般会計からの繰出金で賄いをしておるところであります。

これら基盤整備がほぼ完了している状態でありますので、今後は適正な維持管理に努めていくことになっておると思います。

28年度で長期的に安定した経営を目指す中で、客観的な財政状況でありますとか、経営成績を把握するため、一定の期間が必要ではないかという考えから、そのような形の中で、当分の間、これらについて、また、基金の保有額等の状況を合わせながら、下水道料金については据え置きといったような形で答弁をさせていただきました。

志水正幸議員 基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰り入れ等で、当分の間は見直す期間とそういう答弁でございましたけれども、ちょっと古い話なんですけど、平成23年11月15日に下水道事業審議会の会長から、当時の町長に答申がされております。その答申の中身を見ますと、下水道使用料を今後5年間は継続することが妥当であると、そういった答申に加えて、附帯意見として、5年を見直しを行うことになっております。5年間は継続しますけど、5年先には下水道使用料を見直ししなさい、そういう答申をいただいております。

町長は下水道使用料は当分の間、一定の期間、値上げしない。審議会の答申は5年後見直しする。町長の意見とのおそがあるように思いますが、改めてこの使用料、見直しをされるのか、お尋ねをしたいと思います。

町長 私の記憶では、下水道事業審議会におきまして、その見直し項目というよりも、下水道審議会を開いて、その料金が適正であるかどうか、そういったような審議をしてほしいといったような事柄であったらうと思っておるところであります。

当然、今後、公共下水道における分野につきましては、農業集落排水でありますとか、コミュニティプラントでありますとか、公共下水道につなぎ込みをするといったような形の中で、範囲が広がってまいりますし、住民の皆様方に下水という環境整備に対する取り組み等の同じサービスを提供するものであれば、同一料金的な考え方もあるのではないかというような、一方での話もあったことも事実であります。

そういう形の中で、農業集落排水における料金体系は一部従量制を導入しながら変更を加えさせていただきました。

今後につきましても、公共下水道への接続等、そういう進捗度に合わせながらといったような形がとられるのではないかというように思っております。

なお、上下水道審議会につきましては、できる限りそのときの答申を尊重しな

がら、５年に一度開催をしたいわけでありましてけれども、しかし料金を見直すといったような形までいくかどうかは、それぞれの今運営しております状況等を把握する一定の期間を含めた上での話になろうかと思うところであります。

志水正幸議員　５年前の２３年の答申でありますから、５年後に見直しをするというような附帯意見が出ておりました。といいながらも、当時と５年たてば状況がかなり変化してまいりますし、まさに今まで下水道事業が一般町の事業だったものが、今度は公営企業、企業としての位置づけになりますから、考え方も当然変わって然りだと思います。改めて、やはりこの企業化された機会に、下水の審議会を開いていただいて、その使用料関係についても、ご検討いただきたいと思いますのですが、その点についてはいかがでしょうか。

町　長　審議会の意見は、当然今言われましたように見直しを含めた形の中で、今の経営状況をきっちり報告しながら、ご意見を賜りたいとは思っております。

しかしながら、基本的には最終意見としては、所管の常任委員会等にも報告をし、最終的には見直しするかどうかといったような形の中では、理事者側の我々が提案をしながら、議会の承認をいただかなければならないと、そういうような過程を踏まえることになると思います。

志水正幸議員　もちろんそれは審議会は答申ですから、決定また条例改正等は議会審議ということになる、それはそうだと思います。

それと、現行の下水道の使用料、本当に県下の中で高いのか安いのか、よく町民の方言われるんですけど、兵庫県下の中で料金はどのぐらいの位置づけで、金額的にはどうなんでしょうか。お尋ねいたします。

上下水道課長　月に２０立方メートルを使用した場合の県下料金比較を、平成２５年度の決算統計で確認をしてみますと、福崎町では２，３４０円で、公共下水道事業を行っている２８市９町１組合の３８団体の中で安いほうから１７番目となっています。

志水正幸議員　県下で大体真ん中ぐらいですね。ですから、まだ水道料金と下水料金と合わせていますから、結構金額が高く感じるわけなんですけど、できるだけ安いに超したことはないんですけども、先ほど言ったように将来を見渡して、適正な料金というのは常に検討しておくべきだと思います。

それと、議案第１７号に、昨年１２月に可決されました議案第８１号の中で、水道事業とかあるいは工業用水の事業の設置等に関する条例の一部を改正されました。その条例の施行に伴って、今回新たに関係条例を一括して修正しようとされているんですが、その改正条例の中を見ますと、よく出てまいりますのは、町長を管理者に読みかえられております。その管理者は、先ほども答弁ありましたけれども、公営企業という管理者かどうか、そのあたり改めて確認しておきたいと思います。

上下水道課長　福崎町では条例により管理者を置かないものとしており、町長を管理者の権限を行う町長に読みかえています。

紛らわしい表現になりますが、総務省が示す地方公営企業法の適用に関するマニュアルに示された条例規則等の具体例に沿って改正を行おうとしているものでございます。

志水正幸議員　本当に紛らわしいです。どちらの公営企業の管理者なのか、もう全く法律を離れた、ただ単なる管理者の名称なのか、本当にわかりにくい。あえて言うならば、もう紛らわしいですから水道局長ぐらいにされたらどうかなとも思ったりもいたしますが、またそれについてはよく検討していただきたいと思います。

今、説明がありましたように、福崎町の条例の中、条例の３条の中で、地方公

営企業としての管理者を置かないということが明確になっています。その根拠を地方公営企業法の中で、事業ごとに本来は管理者を置くんですね。水道管理者あるいは下水道管理者、病院だったら病院の管理者とかいろいろあるんですが、この法律のただし書きで、職員 200 人までとか、あるいは給水戸数が 5 万までは条例で管理者を置かないこともできると、そういう考え方で福崎町はそのように置かないように決めて、同じ法律の第 8 条第 2 項で、管理者の権限は町長が行う、これは法律で決められております。したがって、町長が水道事業、工業用水道事業、それから下水道事業の管理者の権限を町長の事務として処理されております。そのように理解してよろしいでしょうか。

上下水道課長 先ほど質問議員が言われましたとおりで、町長がその権限を有する町長として行うこととなります。

志水正幸議員 いずれにしても、町長の業務量といったら膨大であります。本当に幅広いです。その上に水道の事業、あるいは工業用水道事業、さらに下水道事業のそういった公営事業の業務も町長が兼任されるとなりましたら、幾ら優秀な町長といえども、業務範囲は本当に広いと思います。

本来の公営企業としての経営理念を踏まえた事業運営が本当にできるのかどうか、若干心配しております。専任の企業管理者を配置されるほうが、公営企業としての健全経営を確保するためには必要だと思いますが、改めて検討されたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長 もう言われるとおりでありまして、企業の経営を適切かつ効率的に行っていくためにも、そういったような形の中で管理者制度等を設けなければならないといったような観点はございます。

過去に夢前町がコミュニティプラント、特定環境公共下水道、また農業集落排水事業、統一した形の中で、公営企業化をし、管理者設置を行いました。しかし、合併によってこれらはなくなったわけでありましてけれども、現在これら公営企業法に基づく部分の全部適用でありますとか、一部適用の範疇の中で言いますと、現在、管理者を設置されておるのは 5 市のみといったような形になっておるそうであります。

今後、先ほども答弁いたしましたように、兵庫県下における 12 町それぞれにおける分野では、公営企業化していこうという流れがございますので、それらの進行を見詰めつつ、対応していきたいと思っております。

また、今、申されましたように、町長におけるその仕事範疇等が非常に多大な形になっており、対応のあり方としては、機構そのものもそうですし、それらに適合したような形の中で、専任の部長職等を配置したいというような考え方を持っているところであります。

志水正幸議員 できるだけ早く部長職の、そういった管理者の設置について検討していただきたいと思います。

今年から公営企業化されたこともありますから、しばらくの間はその事業運営の問題点とか、あるいはいろんな点を検討されて、今、町長言われたような専任の管理者の配置については、本当によく検討していただいて、ぜひ実行していただきたいと思います。

次に、3 項目め、国民健康保険事業について質問します。

質問の要点は国民健康保険料がだんだん高くなっているというそういう観点から質問させていただきます。高齢化の進展と医療技術の高度化によって、国民健康保険の医療費というものは全国的な話なんですけれども、増加しています。福崎町でも 26 年度の国保の医療費は 12 億 9,000 万円が 27 年度の決算

見込み、今、見込みですが、１３億９，０００万円、約１４億円、この前年比で見ましても９，４００万円、約１億円医療費が伸びております。２８年度も国民健康保険税の限度額が国の指導によって８５万円から８９万円に４万円引き上げることになっております。今回その条例改正も議案として出ております。

保険税の仕組みを簡単に言いましたら、年間に医療費がこれだけ必要になるという総額を掴んで、そしてその中で国とか県、あるいは福崎町が一般会計で負担する、そういったものを差し引いた残りの部分を保険税で賄う、簡単に言ったらそういうことなんです。そういうことになってますから、全体の医療費が膨らんだら、当然保険税が徐々に上がっていくというのが、これがもう基本的な考え方に、根底にあります。

したがって、所得が一定水準あれば保険税も高くなります。さらに、病気によって入院等がありましたら、保険給付を受ける場合に、高額な医療費が要ったときには、一定額以上は返ってくる仕組みになっています。

所得によって保険税も差をつけられる、高額医療費になって返ってくる金額も所得によって差をつけられる。何かこう考えておりましたら、二重の格差がそこに出てるんじゃないかという思いも正直私はしておりますが、その点、いやこれはもう高所得者から応分の負担もらうんだという理屈はよくわかるんですけど、どうでしょうか。

健康福祉課長 高額療養費に係る限度額の所得区分につきまして、平成２７年１月に改正されました。それまで３区分でありましたものが、５区分へと細分化をされております。国保に限らず他の保険でも同様で、それぞれの負担能力に応じた負担を求める観点から、見直しをされておるところでございます。

所得によって税制面も給付面も負担が変わっておりますが、負担能力の高い方には応分の負担を、それから低所得の方には負担割合が少ないという形で調整をされておるところでございます。

志水正幸議員 それが社会保障ですと言われたらそれまでなんですけど、次、国民健康保険の加入者について、ちょっと質問したいと思います。

もともと国民健康保険は、会社勤務以外の自営業者が主だったんですが、近年、会社を退職された高齢の加入者が非常に多くなっていると思います。年金生活者が非常に多いんじゃないかと思います。

そこで質問しますが、今、福崎町の健康保険の加入者の平均年齢、あるいは年金受給者の加入割合、それから加入者の平均所得、どれぐらいになっているのか、お尋ねしたいと思います。

税 務 課 長 被保険者の平均年齢は５３．３歳になっております。また、年金生活者の割合ということですが、これは機械的には算出できませんので、推測ですけど、被保険者の６５歳以上の割合から考えますと、ほぼ半数ぐらいかなと思ってます。最後、１世帯当たりの平均所得１２０万円となっております。

志水正幸議員 平均年齢が５３歳というのはちょっと若過ぎるような気がするんですけど、健康福祉課長、国保加入者の６５歳以上は何人おられますか。全体の何％ですか。

健康福祉課長 全体で４９％程度いらっしゃいます。

志水正幸議員 ６５歳以上が全体の５割でしょう。５割おられる。全体の平均が５３歳、もっと高くないですか。

健康福祉課長 平均年齢、先ほど税務課長が申し上げました平均年齢につきまして、加重平均で出させていただいておりますので、その数値が５３．３歳という形で平均年齢として出ております。

志水正幸議員 また後でよく調べてみます。それでは、そういう構成になって、年金生活者が

約半分ぐらいおられるということですね。ちょっと年齢は別にしといて。平均所得が120万円、非常に少ない、所得の少ない方が多いんじゃないか、120万円。平均で120万円の方が国保に入っておられると。じゃあ、所得が200万円以下、あるいは所得ゼロの方の世帯はどのぐらいおられるのか。

税 務 課 長 まず、所得ゼロの世帯は全体の36.6%になります。200万円以下、これは今のゼロを除きますと、全体の49.9%ということになります。

志水正幸議員 所得ゼロの方も結構多いんですけども、低所得者の方が非常に多い。それとは別に国民健康保険の保険料というのは、私常々思うんですけど、ほかのいろんな保険制度に比べて非常に高いような気がする。例えば、所得300万円あって、家族3人、両親、子ども1人ぐらい、仮に設定して、役場の職員の健康保険、所得300万円ぐらい、それから社会保険、今呼び方社会保険でなく、協会けんぽと呼んでますけど、昔の社会保険と国保の保険税、どれぐらいなのか教えてもらいたい。

それと、参考までに神崎郡の同じ条件で設定したときの市川と神河の国保税額を教えてくださいたいと思います。

税 務 課 長 今の条件で試算しますと、福崎町の国保では年間で40万5,700円、それから役場職員で同じような条件ですと23万5,000円、協会けんぽですと26万5,000円ということになります。

それから、同じ国保で郡内3町比較してみましたら、市川町国保で41万1,900円、神河町国保で42万9,900円という結果になります。

志水正幸議員 福崎町は40万5,700円、市川町が41万1,900円、神河42万9,900円、何かこう高齢者の多いところほど、やはり医療費が高くなりますから、その分だけ保険料が高い。先ほど簡単な仕組みで説明したとおりで思うんです。

いわゆる役場の共済組合、役場の職員の方は23万5,000円、会社の健康保険で26万5,000円、国民健康保険で40万円、やっぱり倍近い掛金になってるんですね。非常に高いような気がいたします。高いからといってどうしようもないんですけど、そのために福崎町もできるだけ安くするようにと、一般会計から繰り入れして、保険料を下げているんですけど、それでもやっぱり何回も言うけど高いです。何とかありませんか、町長。

町 長 保険制度そのものがこういったような形になっておりまして、1町でこういったような形というものではありません。

ただ、基本的なところでいいますと、やはり協会けんぽ等はいわゆる雇用者側と、それから従業員側と折半といったような形、我々の共済組合においても同じような仕組み、国保においても同じような仕組みと言われておるわけでありまして、実質にフィフティ・フィフティになっておるかといった形の中では疑問に思うところであります。

それらはきちっと明確にできるような形の中で、国民健康保険の運営のあり方等、皆保険の最後の砦と言われております国民健康保険でありますので、そういったような観点の中で、国のほうでも考えていただければというようにも思っております。

それらはやはり国民のそういう意見を反映するような形の場所をつくっていくというのも一つのあり方かというように思っております。

志水正幸議員 28年度の保険税もこれから料率の検討をされる時期が来ると思うんですが、昨年度の所得が確定して、それを見極めてから検討されると思うんですけども、新聞を見ておりましたら、赤穂市が今まで基金崩してずっと保険料下げて

きた、その関係で、今年度一挙に1万4,000円も上がると、そういうことが福崎町に起こらないように、検討されるときには十分その年間の医療費の総額とか、あるいは所得の把握とか、そういうようなことを考えていただきたい。今年の予算見ても、基金の取り崩し、ゼロ円の予算になっておりますので、そういう心配をするわけです。

時間の都合でこの答弁は結構ですが、一つだけ心配してますのは、医療費の診療報酬の単価が2年ぶりにこの4月から改定されまして、医療費の、その医療技術の部分については0.49%引き下げられる。薬価単価が1.3%引き上げられて、全体では0.84%下げられる。そういう改定が出てますが、今度保険料率を検討されるときには、あるいはこの今の28年度の予算の中にそういった引き下げの部分については加味されているんでしょうか。

健康福祉課長 予算編成時におきましては、改正率の詳細、これがまだ決定されていなかったこともありまして、反映はいたしておりません。療養給付費、それから高額療養費、療養費等の別に3年間の伸び率を勘案させていただきまして、予算を見込んでおります。

志水正幸議員 診療報酬の改定を反映してないということですが、それは今度のときにはしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、この国民健康保険事業が、いよいよ平成30年度に県の事業として移管されます。その目的は市町村が運営している国民健康保険事業を県に移して、規模を大きくして、国民健康保険の財政基盤を安定させると、そういうことが目的と言われてますが、本当にほかに移行されるに当たっての何か問題というのは現実にあるんでしょうか。お尋ねします。

町長 実は私大変心配しているところであります。後期高齢の医療制度ができまして、県下全市町が加入した広域連合ができたわけでありましてけれども、医療の先進地であります阪神間と、それから国保直診、1週間に一度しかそういうサービスが受けられない地域もございます。これらを同じように保険料の負担をしなければならないといったような形で、今まで調整を図られてきたわけでありましてけれども、平成28年度からは、その調整が2分の1、今度の改定を迎えますと、それらがゼロになって、県下一円同じような形の中で負担しなければならないといったような形が後期高齢では、そういうような方針が示されているわけでありまして。

国民健康保険におきましても、財政基盤の観点から県が保険者といったような形の中での運営を検討されているわけでありましてけれども、医療サービスを受けられるような状態を含めた形の中で、こういったような形の負担を求められてくるのかといったような心配もしているところであります。

私ども福崎町につきましては、国民健康保険につきましても、後期高齢の医療保険におきましても、保険給付に値する部分につきましては、真ん中から若干下あたりを推移しておるものと思っております。一定の調整を加えていただかなければ、なかなか納得しがたいところがあるのではないかなというような考え方も持っているところであります。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。



休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分



議長 会議を再開いたします。一般質問を続けます。

志水正幸議員 いずれにいたしましても、国民健康保険事業は平成30年度に県の事業になると言われていますから、そのあたりの関係で保険税がどうなるのか、いろいろこれから検討されると思いますので、国民健康保険問題は、もう1点だけ。国民健康保険料を計算するときに、所得によって賦課する所得割、資産によって賦課する資産割、それから人数によって均等割、それから1世帯ごとにいただく世帯割、その四つの合計で年間の国民健康保険料が決まってるわけなんですけど、今問題になってますのは資産割、いわゆる資産があつて、率掛けて資産割をとってるんですけど、資産でもいろいろあるんですね。所得を生むような資産、いわゆるアパート等賃貸された、そういった資産と、あるいは土地とか農地とかで全くその所得を生まない資産もあるわけですね。そういったものにも資産割がかかっております。

ですから、今、よそではもう資産割を外して、所得割と均等割と平等割だけで賦課するように変更している市町村が増えてると思うんですけども、本町においてもそのあたりについて検討されたことはあるのかなのか、将来廃止される気がないのかどうか、お尋ねいたします。

町 長 質問議員から同様の質問をいただいた後、税率改正を行わせていただいたときに、これら応能・応益のあり方につきましては、これら資産割の関係につきまして、応能・応益は50：50というような形、また所得割、資産割のあり方についても見直しをさせていただきますという形を整えさせていただきました。24年度、25年度における保険税率、また26年、27年における保険税率、資産割のあり方等については、見直しをさせていただいているところであります。それらの方向の中での考え方で今検討を加えさせていただいているところであります。

なお、今、員ご指摘のとおり、平成30年度から保険者が県のほうに移行してまいります。それらのあり方等につきましても、今までを踏襲するような形の中で賦課するのが、当初の方針だということにも言われておるところであります。それらの考え方をもとにしたような方向での検討は加えていきたいというように思います。

志水正幸議員 それでは次の4項目めの質問に移らせていただきます。

女性の活躍推進法の制定についてであります。採用とか昇進など女性の性差別解消を目指す男女雇用機会均等法という法律が30年前に施行されておりました。その法律を受けて、男女共同参画の基本計画の見直しがされ、この2016年度からも、今後の5年間の取り組みを定めた第4次男女共同参画基本計画が国のほうで閣議決定をされました。

さらに、このたび新たな法律として、女性活躍推進法という法律がこの4月に施行されます。

この法律は女性の採用あるいは昇進の機会を図ることを目的に、国や自治体のほか、従業員が300人を超える企業にあつては、この4月1日までに採用者あるいは管理職に占める女性の比率の目標など、そういったことを含めた行動計画をつくって公表する、このようになっておりますけれども、福崎町はそういった行動計画をつくられて、もう既に公表されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

総務課長 この計画につきましては、現在策定中で、でき次第公表する予定としております。

当町の事業主としての行動計画につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく、現在、福崎町第2次特定事業主行動計画というものを昨年4月に策定

しているところから、女性活躍推進法、今、議員さん言われた、この法律で示された行動計画についても、この計画に追加し、定めることとしております。

3月17日に特定事業主行動計画策定実施委員会を開催いたしてございまして、女性活躍推進法でうたわれた必要箇所を追加し、策定をしています。3月中には策定しますので、4月には職員に掲示板で公表し、一般向けについてもホームページで公表する予定でございます。

志水正幸議員 また、従来からあります男女雇用機会均等法、それと今回の新しい法律の、この二つの法律の整合性、これについてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

総務課長 男女雇用機会均等法につきましては、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念から、職場において男女が均等な機会や待遇を確保する。それと、女性従業員に関しては、妊娠中及び出産後の健康を確保する、そういった措置を推進することを目的に制定をされている法律でございます。本町職員につきましても、育児や介護関係の休暇等の条例改正等を行い、男女の均等な制度づくりを実施してまいりました。

一方、女性活躍推進法につきましては、女性の職業生活における活躍を推進するため、町の推進計画を定めること、合わせて、町役場や民間事業所がそれぞれの職場の女性が活躍できる目標や取り組みの計画を定めることをうたった、これは10年間の時限立法となっております。

この二つの法律の整合性は、男女雇用機会均等法により整備された職場内の男女間差別を撤廃する各施策が土台となって、女性活躍推進法により、女性が活躍できる職場づくりを目指して定めた町全体の基本計画や、それぞれの事業所で定めた行動計画に取り組んでいけることになるというふうに考えております。

志水正幸議員 男女雇用機会均等法については、職場における男女間の差別の解消、そういったことが目的であり、今回の法律については、女性の方が職場でいろいろ活躍されるための、そういった環境づくりというものが土台かと、そのように思いしますが、いずれにいたしましても、人口がこれからどんどん減少してくるわけですから、その労働力そのものが懸念される中、働く女性を増やすとか、あるいは女性の採用目標数、そういったものを設定して公表する、そういうことが義務づけられることは、今までにないことであろうと思います。

そこで、質問いたしますが、役場職員の男女の雇用比率はどのぐらいなのか。それから、女性管理職の登用、役場のですね。女性管理職の登用の人数はどれぐらいなのか。その2点お尋ねしたいと思います。

総務課長 現在、全職員が162人おりますが、そのうち女性は83人でございます。51.2%が女性職員となっております。

女性の管理職、副課長以上の登用人数は25人中3人ということで、12%となっております。

また、監督職、課長補佐、係長の登用人数は50人中31人で、62%となっております。

志水正幸議員 役場全体の162人中約半分以上、半分少し女性職員が多いんですね。そのうち管理職が3人、ちょっとさみしいような気がします。課長クラス、萩原管理者1人です。監督職員については62%、係長、課長補佐の方は62%おられますので、そういう趣旨からも、女性の登用はある程度上がってるんじゃないかとも思います。

女性活躍推進法のこの趣旨からも、1人でも多くの女性の管理職の登用を検討いただきたいと思います。町長どうでしょうか。

町 長 議員ご承知のように、今現在の副課長以上の管理者は総務課長申し上げましたように3名であります。60年の歴史を持っておる福崎町において、女性が課長職についたのは、この萩原管理者が2人目でありまして、60年で2人しか誕生していないという形であります。

そういう観点でそれぞれの職場対応を整えていきたいという思いはあるわけにありますけれども、やはり年齢部分、それからそれぞれにおける職に対する応能のあり方等を考えますと、もう5年、10年ぐらひはかかってくるのではないかというような気がしておるわけでありまして、その段階におきましては、幹部職員を含めた形の中での男女比率は非常に均衡してくるのではないかというように思っておるところであります。

志水正幸議員 そうですね。5年、10年先になったら皆さん方退職されておりますね。そして今、課長補佐の方が62%おられますから、その方々が今度この理事者側になられる。そういう時代が来るのかなと、今、町長の答弁聞いて思いました。

それを待たずにしても、できるだけ、1人でも多く、女性の登用についても検討いただきたいと思います。

次に、福崎町の役場の関係する審議会とか委員会とかたくさんあると思うんですが、その中に女性の方々、どれぐらい就任されているのか。

例えば、他都市での傾向として、今、女性の農業委員が増えたり、あるいは女性の自治会長さん、いわゆる区長さんが増える、そういったニュースも聞くところであります。本町の考え方ありましたら、お尋ねしたいと思います。

総務課長 まず、審議会、委員会の設置数ですが、27年の3月末で調査をいたしております。42の委員会等が設置をしてございまして、定数541名中、148名、約27.4%が女性となっております。

農業委員会、女性の自治会長なんですが、福崎町ではもう4月に入りまして、委員会でも報告させていただいておりますが、福崎町男女共同参画基本計画が策定いたします。その計画の中では、10年後の数値目標として、女性の農業委員や消防団への女性登用の目標値も定めておるところでございます。

女性自治会長につきましては、役場以外で選出するような団体、この部分につきましては、特に目標は定めていませんが、いろいろな団体や組織で女性の登用率がふえるような形で、この計画の啓発や取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

志水正幸議員 その10年後の男女共同参画基本計画の目標値なんですけど、何%と定めておられるんですか。もしわかれば。

総務課長 女性農業委員数が、10年後ですが2人、それから消防団への女性登用が2人という形になっております。

志水正幸議員 それから、女性委員会を設置されて、女性の豊かな感性とか、あるいは生活体験など、そういった意見を踏まえながら、町行政に対していろいろと提言していただいていると思うんですが、今年度28年度も5回ほど会議される予算が計上されております。今年度までに何回程度女性委員会が開催されて、またその委員会の中で、町政に対する意見とか提言で、どのようなものがあつたのか、またその提言を受けて、実際に移行された事業、効果があつたもの、そういったものをお尋ねいたします。

総務課長 女性委員会につきましては、平成22年度に組織をされておりました、毎年実施をいたしております。今までに34回開催されております。

提言につきましては、たくさんいただいておりますが、実行に移されたものとしましては、議員や住民の皆さんからいろいろな要望をいただくんですが、例

えば学校のトイレの洋式化、また、ごみ袋が破れやすいので柔軟性のあるごみ袋に変えることはできないか。また、駅前再開発では、スーパーを誘致してもらいたいなどの意見をいただいております。

議員もご存じのように、それぞれ対応をしてまいりました。特に、再開発につきましても、スーパーを誘致するよう、努力していく予定でございます。

また、防災行政無線が聞こえにくいので、テレビのデータ放送などを利用してはどうかとか、ごみの分別の仕方がわかりにくい等の意見もございます。テレビのデータ放送につきましては、今年度から進めておりまして、4月からは福崎町のイベント情報や災害時、そういった情報がサンテレビのデータ放送でごらんになることができるよう、現在進めておるところでございます。

また、ごみの分別の仕方につきましては、カレンダーだけではわからない分別については、広報でシリーズでお知らせいたしておるところでございます。

データ放送やごみの分別などは、住民の皆さんには少なからず役に立っているというふうには考えております。

志水正幸議員 いろいろと提言いただいて、その実施に向けて取り組んでいただいておりますことは感謝したいと思えます。

いろんな会議があるんですけど、往々にして、その会議は役場の中でディスカッションされていると思いますが、場合によっては、現場で委員会を開くとか、あるいは他都市の状況を視察するとか、できるだけ活発な議論をするために、情報の提供をもっとすべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

総務課長 今までの活動の中でも、視察といたしましては辻川界限、浄化センター、企業では福伸電機など、そういった施設を視察に行っております。残念ながら、委員会をそういった現場で開催したことはありませんでした。他市町では、姫路防災プラザ、くれさかクリーンセンター、コウノトリの郷公園、そういった施設に行っております。

どちらにしても、町の施策を十分知っていただいてこそ、いろいろな意見がいただけるとおられますので、多くの情報を提供していく必要はあるというふうには認識をいたしております。

志水正幸議員 また場合によっては、多人数で会議する場合は非常に意見が出にくいときもありますから、三つぐらいのグループに分けて、具体的に何かテーマを絞って議論することもいいんじゃないかと思えます。例えば、今回の女性活躍推進法の施行に合わせた取り組みについてとか、あるいは今後の子育て支援のあり方について、こういったことをテーマにされますと、その子育ての経験をされている方も多分多いと思えますので、またいろんな意見が出るんじゃないかと思えます。

いずれにいたしましても、活動の手法をいろいろ考えられて、取り組んでいただきたい。できるだけマンネリ化しないように改善を行いながら、そういった女性委員会の活動を期待するものですので、していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

総務課長 議員が言われましたそのワークショップ形式なんですけど、平成25年度から取り入れて、実施をいたしております。実際、委員さんも町内施設やイベント、各種の施策等についてご存じでない方もたくさんいらっしゃると思うので、町内施設の見学、町の福祉や財政、また税、水道など、担当課長から講義をしていただくというようなことも実施をいたしております。委員の皆さんから活発な中で多くの意見をいただけるよう、視察や討議についてもいろいろな手法を用いて開催していきたいというふうには考えております。

志水正幸議員 つい最近テレビを見ておりましたら、女性のその表彰制度が放映されていまして、なでしこ銘柄というものなんです。これは全国的な表彰制度なんですけれども、今年度は45社の企業が表彰されております。この表彰は女性の登用とか、あるいは子育て支援などで特にすぐれている企業、これが表彰されているんですが、今まで町内の工業団地・企業団地とか、そういったところで表彰されたことがあるのかどうか、また、福崎町はほかの市町よりも、どこよりも女性の活躍に力を入れるような取り組みを、これから企業、町民一緒になって取り組まれたらいいと思うんですけれども、この4月からの新しい法律の施行がちょうどいい機会だと思うんです。ぜひ女性委員会で思い切った取り組みを期待しておりますが、いかがでしょうか。

総務課長 その表彰制度につきましては、平成24年度から実施をされております。上場企業から選出されておまして、残念ながら町内企業は表彰されました実績はないようでございます。

女性活躍推進法で定められた女性の職業生活における活躍に関する施策の計画策定については、福崎町全体の基本計画、また先ほど言いました事業主としての行動計画とも、間もなく策定をいたします。まずはこの計画の啓発が非常に重要だと考えております。女性委員会でも、この計画を十分知っていただく機会をつくりまして、委員の皆さんがみずから取り組んでいただくとともに、計画の広報員としても活動いただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

志水正幸議員 最後にもう1点だけ、この女性活躍推進法の施行に当たっては、役場関係のみを取り扱う問題ではありませんので、当然民間企業、301名以上、以下については努力義務だと思いますが、その町内の企業についても一緒に取り組んでもらわないと何も効果がありませんので、そういった企業に対する取り組みについて、どのようにされるのか最後にお尋ねいたします。

総務課長 先ほども言うておりますように男女共同参画基本計画の中に、この女性活躍推進法で定められた、いわゆるその女性の職業生活における活躍に関する施策、そういったものがこの福崎町の計画、この中に包含されております。この計画には、町民の皆さんがすること、また企業の皆さんにお願いすることというような項目をつくっております。行政はもとより住民・企業、また事業所の皆さんがそれぞれの立場から女性が職場で活躍できるよう、みんなで取り組んでいけるような計画となっております。

町としては、この計画を住民・企業に十分周知すること、そして行政が行うべきことは確実に履行しまして、合わせて、住民・企業、事業所みずから取り組んでいただけるような広報等に心がけていきたいというふうに思っております。

志水正幸議員 すばらしい提言がいただけますよう期待しております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 志水正幸議員の一般質問を終わります。

次、2番目の通告者は三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1. 広域連携と大規模災害について
2. 行政コストの低減について

以上、三輪一朝議員。

三輪一朝議員 議席番号2番、三輪でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初の広域連携と大規模災害についてであります。

当町が大規模に被災した場合、当町ではなかなか全ての対応ができかねる場合もございますので、ほかの自治体から応援を求めるため、ほかの自治体と応援の協定を結んでいるものになってまいります。

この協定なり協約というものが多くあるようですが、当町では昨年、姫路市が主管となって協約ということで始まりましたが、播磨圏域連携中枢都市圏という連携協約を結んでおります。新聞報道でもかなり報道されたものでございます。これに賛同する自治体は中播磨、また西播磨の全11自治体と加古川市、高砂市、稲美町、そして播磨町を合わせた15の自治体でございます。この協約締結の形態は、姫路市が自転車の車輪の中心といいますか、ハブという、そういった位置に位置して、姫路市外の自治体がそれぞれスポークの先のように1対1で協約をするという形態となっております、当町は姫路市のみと協約をするという、そういったことになっております。

ですが、15自治体がそれに賛同しているということで、1対1ではなくて、15の自治体が賛同して進んでいこうという、そういった意味合いのようです。

そしてこの連携協約の取り決めの内容でございますが、圏域の経済戦略の策定、また国の成長戦略の実施のための体制整備など、多くの内容がございます。そのうちに自然災害等の対策事業というものがございます。この自然災害等の対策事業におきましては、大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や、地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図るというふうな取り組み内容になっております。

またその役割分担なんですが、姫路市の役割として、福崎町と連携して、大規模災害発生時等の連携及び協力体制を確立するとともに、連携する市町と連絡調整を行うという、連絡調整機能も姫路市が持つという、そういった形になってございます。

そして当町の役割ですが、姫路市と連携して、大規模災害発生時等の連携及び協力体制の確立に協力するという、そういったことになっております。

そして、今申し上げた播磨圏域連携中枢都市圏の連携協約のほかに、当町はそのほかにも協約あるいは協定を結んでございます。例えば、平成18年3月に中播磨、西播磨の全市町であります11の自治体が西播磨地域災害等相互応援に関する協定、そして同じく平成18年の11月になりますが、兵庫県及び県内の全市町となります29市12町が協定した兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定など協定をしております。

そして、平成18年に締結をされました西播磨地域に関する協定と、そして兵庫県全域に関する協定になりますが、この二つの協定ですが、災害発生時に当町が応援を求めるために連絡する自治体が異なるなどの一部の差異はあるんですが、条文なりを読んでみた限りでは、この二つの協定内容に基本的なところの大きな差はないように感じております。

そこで、お尋ねをいたします。昨年、締結をいたしました播磨圏域連携中枢都市圏の連携協約における自然災害の対策事業につきましては、平成18年の先に締結しております、この二つの協定などと異なる内容はあるのか、また、こういった動向なのかをお尋ねします。

住民生活課長 この播磨圏域の連携中枢都市圏の連携協約につきましては、災害時の応援協定だけではございませんで、平時からの情報共有や広域での防災訓練なども含めたというような形になってこようと思っております。

それから、先ほど議員言われましたように、災害時の応援協定としましては、既に締結済みの協定というところがメインとなってくることとなっております。

播磨圏域連携中枢都市圏の協議等につきましては、今のところの目立った動きは今のところはございません。

三輪一朝議員 この昨年協約しました連携協約につきましては、まだこれからといいますか、対応は決まっておりますがこれからというふうな感じかなと思います。新しい協約ということになりますので、この三つ、平成18年で締結済みのこの二つの協定、そして姫路市と結んだ協約に、ほぼ差がないとしますと、この中播、あるいは西播を含む、当町を含んで11市町にほぼ同内容の協定が3本も存在するというふうなことになるのかもしれませんが。

今後あるいは期間が4年か5年間ぐらいで定めていくということになっておりますので、ほぼ同内容の協定が3本も存在するよりも、昨年協約した姫路市さんとの3本目の協定を、例えば被災した町民に一刻も早く手当が届くための新しい内容とか工夫を今後も協議をされて、新たに協定の文言に加えるべきであろうと感じております。

その内容の一例ですが、先ほどもございましたが、訓練をするというところもありましたが、訓練すると申しまして、当町、また姫路市にも大規模災害の経験はなく、しばらく前に佐用町が大規模水害の経験があるのみというふうな、そんな状況になっております。

また、南海トラフ地震などの大規模災害も想定されておりますので、そういった災害の種類、規模、発生の時期あるいは発生時間、対策の範囲、対策の時期などを想定して、応援内容をより具体化するなどして、応援の有効性を高めるとか、そういった工夫もより被災した住民のためになるのではないかと思います。

こういった新たな動きということに、今後姫路市さんとの協議でつけ加えることができるのかについて、お尋ねいたします。

住民生活課長 災害の種類ということにつきましては、大規模な地震災害、それから津波につきましては沿岸部の市町、それから土砂災害についてはいろんなところで起こり得るスポット的な災害という部分もございますので、それらにつきまして、それぞれということではございますけれども、今あります播磨なり、それから県下の応援協定に基づきまして、特に中身としまして、同じような形になっておるんですけれども、必要な資機材の物資等の提供、それから職員派遣というところが協定の中でうたわれておりますので、そういったことが一番必要になってくるのではないかとというふうに思っております。

今、議員言われましたように、播磨圏域連携中枢都市圏の中での協議という部分については、もう少し具体的な中身も話がされることにはなるかもしれませんが、大枠としましては今言ったようなことで進んでいくということでは考えてはおります。

三輪一朝議員 想定ということを十分に進めるといいますか、準備がやっぱり大切であろうと認識をしておりますので、研究なり協議を進めていただくよう希望いたします。

そしてこの播磨圏域の中枢都市圏の協約はこれからということですが、自然対策等の事業で想定され得る当町の役割というのが見えておりましたら、また想定でき得るものでしたら、お尋ねをいたします。

住民生活課長 この点につきましては、具体的には先ほども申しましたように決まっていないんですけれども、必要なこの辺につきましては、その応援協定の中にもありますように、必要な資機材や物資のあっせん、提供、それから職員派遣というところで、こちらの福崎町としても支援をしていくというふうな形になってこようと思っております。

三輪一朝議員 そうしましたら、町民が被災した場合に速やかに救助ができる、また協約を結んだ各自治体への応援ができるという、そういった体制の充実を願いたいと思っております。

そして、当町が大規模災害に遭うということも当然あり得るわけなんです、当町がほかの自治体から受ける可能性が高いと想定される支援内容、受援といえますか、それは何か、また受援のうち特に即応力、命ですとかそういったことにかかわる即応力を求めたいのは何か。当町が当町の弱みを把握した上での想定をして、そういった準備を進められているのか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 当町が被災した場合ということでございますけれども、他の自治体から受ける受援内容としましては、先ほども申しました同じようなことになるんですけど、うちが受ける場合としまして、救援用の物資や資機材、そして当初でありますと救助や医療といったところ、それからライフラインの復旧、それからまたボランティアセンターの運営など人的支援ということになってこうと考えております。

当町の弱みという部分ではないんですが、一般的にはそういったことで一番最初の救助、医療、そういったところ、ボランティアといったところが特に必要だということはあるということで考えてはおります。

三輪一朝議員 そうしましたら、そういった想定を十二分にやっていただく、そういった体制も含めて、よろしく願いしたいと存じます。

次に、ただいま質問させていただいております播磨圏域の連携中枢都市圏の協約ですとか、平成18年度に結んでおります西播磨地域、また兵庫県全域のこういった協約もあるんですが、ほかの自治体、今、申し上げたのは兵庫県にかかわる自治体になるんですが、それ以外の自治体との大規模災害時に被災の相互応援をどうしていくのかという考え方に関する質問です。

今、申し上げたような部分ですと、兵庫県内の各自治体も協約締結自治体ですが、それぞれが大規模災害によって被災をして、大規模災害発生直後から当町が支援を受けられない、また支援をすることができないというふうな、そういった困難な場合も兵庫県内ということだと、想定をされ得ると思います。

当町での大規模災害の例で申しますと、例えば、市川が極めて大規模に氾濫するなどして、被災していない町職員ですら役場庁舎に到着できないとか、また佐用町のように役場庁舎の1階が水没するなどによって、非常用発電設備を備えた役場庁舎を対策本部として利用できないというような、そういった可能性はゼロではないと思います。

このような大規模災害によりまして、当町またほかの自治体から被災町民に早急に手を差し伸べることが困難な状態となった場合に、そのリスクを回避また軽減できるように、これらの今、申し上げました協定、協約、三つございますが、これらの協定締結自治体以外と大規模災害等における相互応援に関する協定の必要性についてはどういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

住民生活課長 現在、兵庫県及び県下市町と災害応援協定を締結しておりまして、議員言われましたように、被災した場合に、県下全ての市町が被災するという可能性は低いと考えられるため、被災していない市町に応援を依頼することは可能ですし、県のほうが関西広域連合におきまして、近畿圏の府県との相互応援協定も締結しておりますので、県を通じまして、近畿圏内の市町の応援を受けることも可能でございますので、特にその新たに県外の市町との応援協定の必要性については、余りないのではないかとこのふうには考えております。

三輪一朝議員 そういった近畿圏の部分もあるんですが、一方、加古川市なんですが、大阪府

のある自治体とそういった協定があるにもかかわらず、協定済みでして、転ばぬ先のつえということでもあるんですが、そういった取り組みについて、研究なりを進めていただきたく希望するものです。

次に、大規模自然災害等による被災時の支援ということで、これもリスク回避とか支援、軽減ということになります、民間企業とのそういった支援とかに関するものでございます。

大規模災害発生時におきましては、命をつなぐ食料品等を初めとしました各種の物資の供給が重要でありまして、当町では既に町内で営業しております大規模スーパーなどと援助協定を締結済みでございます。

しかし、それら店舗の多くは町内の標高の低い場所にも立地しておりまして、大規模水害ということで見ますと、物資の供給が困難になる場合も考えられます。こういったリスク回避のために、町外の民間企業と必要物資等の提供を求める、そういった協定の締結の必要性について、お尋ねをいたします。

住民生活課長 現在、町内のスーパーやホームセンターなどと災害時における食料・物資の供給に関する協定を締結しております。町内にあるスーパーが被災したとしても、支店や本店が町外にある店舗もございまして、系列の別店舗からの調達も可能ですので、物資を提供してもらえないことはないというふうに考えておりますが、町外の店舗等との協定につきましても、今後、検討はしていきたいというふうには思っております。

三輪一朝議員 住民の安全の確保、また早急な物資の供給が必要になる場合ということも想定しまして、尽力をお願いしたいと思います。

そうしましたら、次の行政コストの低減について質問をさせていただきます。

当町では、行政コストという中で、いろいろなものの調達なり、そういった費用が必要なわけなんです、当町の電力調達という関係になります、地方自治法第2条第14項に最小の経費で最大の効果を上げるという観点についての取り組みについてでございます。

先ほど申しました、毎年経常的に発生して、金額的に大きいものに電気代がございまして、当町の平成28年度一般、また特別会計予算案におきましては、年間合計約1億8,000万円の電気代を計上してございます。

当町では関西電力から電力を調達しているようですが、電力供給入札という取り組みによるものではございません。先進自治体では既に導入済みの電力供給入札の導入についての考え方について、お尋ねをいたします。

企画財政課長 電力の自由化につきましましては、既に平成17年4月から高圧、50キロワット以上の契約電力でございまして、これで受電をいたしまして、使用規模が500キロワット未満も対象となっております。また、この4月1日からは、電力小売が全面自由化されまして、電力会社や電気プラン、これを自由に選べるようになってまいります。

県内の先進自治体に確認をいたしますと、その町では15施設で電力供給入札を実施しておりまして、実績としましては、削減率は平均で16%程度であるとのことでございます。

現在、改定を進めております行政改革実施計画でも、この問題を取り上げておりますけれども、近隣市町の動向などを参考にいたしまして、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

三輪一朝議員 先進の自治体というお話がございましたが、他県になりますが、新潟県の三条市の例がございまして、この自治体なんです、平成28年度分の市内の小学校21カ所、三条市の庁舎、下水処理場など70カ所を超える学校、浄水場、そ

ういった施設の電力の特性ごと、例えば、夜間は電力をあんまり使わないとか、学校ですと、午後３時以降余り電気を使わないとか、また逆にナイター設備がある、そういった設備ですと、夜間のみ電力を使うとか、そうした電力使用の特性ごとに八つのグループに分けて電力供給入札を行っております。

この入札におきましては、東北電力を初め多くの新電力会社が応札をして、東北電力の入札金額よりも平均で約１２％低い、合計で３，８００万円下回る金額で調達を可能としたようです。

三条市では、今からさかのぼること３年前にも、入札制度を導入しております。このときには大幅なコスト削減を達成しておりまして、入札制度達成前からしますと、このたびの入札と合わせますと、少なくとも単年度で６，０００万円を上回るコスト削減を達成したと聞いております。

また、地元であります関西電力管内の事例ですと、これも他県になりますが、奈良県川西町、人口が８，６００人ほど、面積が約６平方キロと、非常に規模が小さい自治体ではございますが、役場庁舎とか、小学校、文化会館など、計６施設のみに限定した入札を実施して、削減幅２０％強、年間約１，０００万円を削減したとのネットでの情報もございます。

こういったことから、当町の平成２８年度予算における電気代が１億８，０００万円と申し上げましたが、電力供給入札で年間３，０００万円程度の電気代の削減が可能ではないかと思込まれます。この金額は志水議員もおっしゃいましたように、一般会計、特別会計の総額からすると非常に小さいものではございますが、意義としては小さくないのではないかと認識しております。

また、関西地区を営業範囲とする新電力会社は、比較的規模の大きいもので約１０社はあると聞いております。

入札に際して、環境という面にも配慮するという自治体もございまして、県内では兵庫県ですとか姫路市のように、電力の調達に係る環境配慮方針というものを定めて、これをクリアできる企業を対象とする場合もございます。落札した新電力が、電力供給不能となった場合には、法にて規定されて、電力供給がとまることはないということも聞いてございます。

準備を整え次第、電力供給入札による電力供給が開始できるよう求めたいですが、この点について、いかがでしょうか。

会 計 管 理 者 できる限り早いうちに新電力による電力供給が開始されるように求めたいとのことについて、お答えをさせていただきます。

先進事例をお聞きする中で、新電力受給までの期間をおおむね８カ月程度と見込んでおります。新電力受給までの標準的なスケジュールといたしましては、職員向けのマニュアルの作成、施設のグループ分け等の入札準備、入札、契約、そして新電力の受給となります。

新電力の受給につきましては、役場の庁舎を含め、各課が管理する施設など、全庁的に及ぶこと、福崎町の入札に参加できるものは、福崎町物品入札等参加資格者名簿に登録されているものに限ること、電力供給業者の登録数が現在３社しかないことなど、クリアしなければならない案件もありまして、入札前の準備に時間を要するものと考えております。

新電力の受給につきましては、所管の常任委員会に進捗状況を報告させていただきながら、できる限り早い時期に受給できるように取り組んでまいります。

三輪一朝議員 なるべく早い時期にさせていただくよう希望いたします。その分、年内ですと、その分の余裕といいますか、貯金が生まれますので、よろしく願いをいたします。

また、次に行政コストに絡むことになりますが、民間企業の力を利用しました広告収入という観点についての質問でございます。

行政コストの低減ということで、県内の各自治体におきましては、民間活力を利用した広告収入の確保ということで取り組まれている自治体が多々ございます。

広告の効果というところ、大きく三つあるのではないかと考えておまして、一つ目に、民間広告の実施によりまして、行政コストの抑制に貢献できる。一方、広告をいろいろ処理するというところでは若干のコストも発生するかとは思いますが。

二つ目に、住民が広告を見ることで、行政コストを削減していることを住民側にPRできるという効果もあろうかと思えます。

三つ目に、広告の効果により、広告企業の売上の増加等が達成できて、自治体の税収増となることも期待できるのではないかと考えます。

この民間企業によります広告事業につきましては、当町では現時点ではいろいろ調べてみたんですが、民間広告の利用について、ほとんど実施されていないように見ております。当町の広告収入に関する考え方について、お尋ねをいたします。

企画財政課長 考え方と申しますか、今、実施しているものとしたしましては、先ほど申し上げました行政改革大綱と実施計画を策定、改訂中でございますが、その中でも自主財源の確保の手法の一つとしたしまして、広告収入の確保を入れております。

その一つとしまして、公式ホームページの中にバナー広告のスペースを設けまして、有料で貸し出すものを考えております。バナー広告につきましては、28年度中に取り組むべく、現在、要項を整備しているところでございます。

また、その他の広告収入としたしましては、住民生活課が役場封筒に、窓口で使います封筒でございますが、これに広告を入れまして、印刷代を節減しているほか、町立図書館におきましても、雑誌のスポンサーをお願いいたしまして、経費の節減に努めているところでございます。

また、イベント関係におきましては、夏祭りの花火の協賛でありますとか、自然歩道を歩こう大会などでも企業等にスポンサーをお願いしているところでございます。

三輪一朝議員 先ほども説明がございましたバナー広告ですけども、私がこの2月の時点で調べた範囲にはなりますが、県内自治体のうち9割以上がもう実施済みでございます。未実施なのは当町を含めて、あと明石、小野、佐用町、この四つの自治体のみというそんな状況です。あと、ほかの市町のホームページも拝見をいたしましたが、広告枠、バナーの欄はあるんだけど、全てが埋まっていないという自治体も多々ございます。ですが、そういった取り組みをしているというところについて、各自治体がいろいろ進めているというところなんです。

また、当町でも実施していないんですが、自治体の広報誌、当町では広報ふくさきが該当すると思うんですが、これも未実施ですと、当町を含めて県内で10の自治体のみで、数字でいいますと県内の自治体の75%ほどがもう既に実施済みであります。広告をしている場所なんですが、広報誌の裏表紙の最下段の設定が多いようです。

そして、ほかにもいろいろ調べてはみたんですが、自治体の指定のごみ袋、あと、コミュニティバスの車体でありますとか、行政職員のパソコンの待ち受け画面、そういったものであるとか、あるいは庁舎入った正面の壁面に大きな広

告を載せたりとか、あるいは病院の冊子、あと観光施設のある自治体では観光施設、あと職員への給与支給明細書にも載せたり、極端な例なのかも知れません。ほかにもいろんな例があるはずです。

こういったものは経常収支比率ですとか実質公債費比率ですとか将来負担比率など、また企業の集積度合いが当町よりも厳しいと思われる自治体もまた取り組んでございます。また、広告募集しても応札なしとかという部分も散見はされます。先ほどの電気代にもひつついてくるのかもわかりませんが、金額的にはそう多くないというところにはなりますが、取り組む必要性というところで、どういうふうにお考えなのか。また取り組むとする場合、どの範囲、どの媒体まで取り組むのかをお尋ねいたします。

企画財政課長 質問議員さんには非常に多くの事例を示していただきました。今後の検討事項とはなるわけでございますけれども、今おっしゃっていただいた広報ふくさきでありますとか、あと平成28年度で全戸配布を計画しております福祉のしおり、あと各種イベントのチラシなどは広告の効果も期待できますので、実施について検討を進めていきたいと、このように考えております。

三輪一朝議員 最後になりますが、住民の行政コストに対しての見方は私もこんな身分になってから余計に厳しく感じるところがございます。また、その方向が強まっているように聞いております。その上で、適切な施策をスピード感を持って進めていただきたく要望いたしまして、一般質問を終わります。

議長 三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1. 地方創生に対する町の取り組みについて
2. ふるさと納税について
3. 小・中一貫校導入について
4. 火災に対する備えと対応について
5. 前回質問に関して

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

1点目の地方創生に対する町の取り組みについてでございます。

地方創生とは、東京一極集中を是正すること、そして、地方経済を振興し、若者を中心に地方に人が地元で職を得て、豊かに暮らせるようにしよう。そして、人口減少対策にもしていこうというものでございます。

まず、人口を食いとめる施策についてでございますが、私はこれまで工業団地の拡張で若者の雇用を創出し、定住につなげること、また、子育て世帯を保育料の軽減などで支援し、第3子の出生につながる取り組みなどを質問させていただきました。

今回は人口減少を食いとめるためには、若い世帯のみならず、多くの世帯の方々が結婚し、町内に定住していただくことが、人口減少、少子化対策にとって最重要と考えますので、具体的に結婚に結びつく取り組みについて、質問をさせていただきます。

結婚につながる応援の施策についてでございますが、27年度に町主催で商工会青年部に委託され、実施されました婚活事業の参加者の町内町外の方の割合と成果について、お尋ねいたします。

地域振興課長 平成27年度の婚活事業につきましては、イベント会社に委託をいたしまして、

商工会の青年部にお手伝いをいただいて実施をいたしております。

合計３回の婚活イベントを行いました。申込者数につきましては、それぞれ男女１８名という定員を設けまして、申込者数はそれぞれ定員をオーバーいたしました。

結果といたしまして、３回で参加者が男性５４名、女性は当日１名急遽欠席がございましたので、５３名という状況でございました。

町内外の割合ということですが、男性が町内１５名、女性が５名という状況でございます。

成果ということですが、このイベントにおけるカップル成立が３回で１６組という状況でございました。

牛尾雅一議員 今、男性は町内の方が１５人と非常に多くて、よかったなというふうに思っております。

そして今１６組のカップルが誕生したということを報告いただいたんですが、このうち結婚に至られたのは何組ほどございましょうか。

地域振興課長 ２７年度で行いました事業につきまして、カップル成立後追跡調査ですとか、そういった報告は求めておりませんので、その結果につきましては把握できておりません。

牛尾雅一議員 プライバシーの問題もございまして、兵庫県でもその婚活の事業をされましたら、新聞紙上で成果を何組が結婚、実際にされたというようなことも報道、新聞紙上でされていきますので、これは広報というんですか、実際に住んでいただいて、子どもさんを生んでいただけるというふうなことでの事業でございまして、やっぱり結果が求められるんじゃないかというふうに思いますが、非常に難しい問題ですが、そこらあたりをどのようにお考えですか。

地域振興課長 ２８年度も引き続きやる予定にしておりますので、その中ではそういったご指摘の点も考慮しながら、取り組んでいきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ２７年度で１６組ということで、今年度も１００万円の予算でされるということですので、毎年こういうふうな事業をされますと周知されて、たくさんの方が結婚していただいて、町内で住んでいただけるということを願っております。

それでこの婚活事業で結婚に至って、町内に住んでいただくというようなことがございましたら、結婚されたときとか出産されたときに、町からお祝い金とか記念品を差し上げると、そういうふうなことも婚活事業のよいＰＲにもなると思います。そのあたりはいかがお考えでしょうか。

地域振興課長 現在、２８年度の事業に向けて検討は進めていますが、今のところそういったご提案につきましては、検討には至っておりません。ただ、ご提案にありますように、それが福崎町に定住をしていただけるとか、そういったところにつながりようなどにつきましては、また今後そういったことも踏まえて検討はしていきたいと思っております。

牛尾雅一議員 この婚活事業も全国的に行われていますし、大切なことだと思います。そして同窓会というものが非常にいい会でございまして、同窓会は年齢に関係なく心温まる集まりで、日ごろ仕事に追われている男女の方にとっては、意外な出会いの場で、そしてその恋の方向というんですか、同級生で昔の話をしながら、そういった恋人というんですか、そういうふうな発展する会かも知れません。

同窓会が縁で結婚をされたということをよく耳にいたします。町内、例えば文珠荘とか、もちむぎのやかた、エルデホールの小ホールとか、町内の飲食店などを利用して同窓会をされる方、される組織というかグループに、補助金など、何がしかの支援をすることができないことなのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 そういったことに対する支援ができないのかできるのかということになりますと、当然可能性はあると思うんですけども、私が思いますに、同窓会の開催につきまして、例えば町内でやると補助金が出るからやりましょうという機運の盛り上がり方はどうなのかなと思うんです。そういったしっかりとした発起人がおれば、案内も出していただけると思いますし、補助金までは今のところ考えておりません。

例えばそのご提案のありますような内容でしたら、成人式のときに、例えばそういったチラシを盛り込むとか、町内でやりましょうとかいうようなチラシを盛り込むことはできると思うんですけども、今のところ補助金まではちょっと考えておりません。

牛尾雅一議員 今その補助金までは考えていないという答弁でございます。全国的に見ましたら、同窓会を推奨または支援するためにそういう補助金とか助成金制度を創設する自治体もふえてきております。人口減少対策の一つとして、定住人口の増加を図ることとか、地域経済の活性化の目的で一定の要件の下に、開催に係る費用の一部というか、それを補助とか助成をということができれば、この福崎町でより多くの年代層の方が同窓会を開かれて、その同窓会といいますのは、故郷のすばらしさや郷土愛を再確認する場でありまして、同級生と再会しますと、幾つになっても、その学生の時代に戻る瞬間でございまして、心癒やされるひとときでもあります。いろいろな世代がありますけれども、同窓会を開催することで、出会いの場だけでなく、地域への関心、またＵターン等の機会の創出に結びつくことにもなります。

そして、私、少し前に同窓会があったんですが、東京とか関東、また、広島とかいろんな県外、町外もそうですが、多くの方が集いました。いろんな話もしました。さきに述べましたように、私の年代になりますと、息子がまだ結婚していないとか、娘がまだ結婚していないとかいうふうな話もよく出ました。

そういうことで、また親同士が、そしたらまた息子で一遍とかいうふうなことにも、話も盛り上がっております。そしてその私、町外、県外から来られた方に、この福崎のすばらしさを皆さん育ったところですからわかっておられますので、今はふるさと納税ということで、町内とか県外で活躍されている方が福崎町のもとにそういう納税、ふるさと納税をしてほしいということもお願いいたしました。

そういうふうなことにもつながります。同窓会が町内で大きく、広く行われるような風土をできるようなことも考えていただきたいというふうに思っております。

次に、結婚の当事者だけでなしに、親御さんが、３０とか４０になっても息子が結婚してないということで、何とか結婚してくれたらいいのになということをおわれている、また、女性の親御さんもそういうふうにおわれている方もたくさんおられます。

しかし、以前のように仲人さんというか、そういう世話する方もないので、当人同士の、当事者同士の出会いの場もそうですが、そういった親、結婚していない子どもを持つ親同士の交流の機会も、一種の婚活事業というふうに考えております。

そういうふうな親同士の交流にまで広げていただくというふうなお考えはございませんでしょうか。

地域振興課長 ご提案のありましたように、その親同士がいろんな話をした中で、そういった話題が広がっていくというメリットはあろうかと思っておりますけれども、果たして

それを行政が取り組む、そこまで踏み込んで取り組むのかということになりますと、ちょっとどうかという気もします。

結婚を考えるというのは、あくまで本人さんの意思が非常に重要だと思います。そういった親同士が交流機会がふえたからといって、その子どもたちの意識が変わっていくのかということは、私自身、ちょっと疑問に思っているところでございます。

ご提案にもあったんですけど、このたび総合戦略を提案しております。その中のアクションプランの中では、婚活事業ともう一つは縁結びサポート、こういった事業も挙げております。これは近年非常に減ってきたという仲人制のようなものを想定しておるんですけども、その辺につきましても取り組んでいる市町がまた出てきております。兵庫県が実施しております、こうのとり大使さんも町内には何人かいらっしゃるというふうに聞いております。その方々のご意見も伺いながら、何かいい方策がないかということは検討していきたいと考えております。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は１３時といたします。

◇

休憩 午前 １１時５７分

再開 午後 １時００分

◇

議長 長 会議を再開をいたします。一般質問を続けます。

牛尾雅一議員 午前中に引き続き、一般質問をさせていただきます。

人口減少対策について、質問させていただいておりますので、それには若年層の定住促進が欠かせません。町内で安定した就労が最善でございますが、京阪神地域でも町内から通勤ができるということになりますと、若年層の定住につながると、芦屋とか大阪で住まなくていいということなんで、京阪神との通勤が可能となるということのために、播但線に新快速電車の直接乗り入れをしていただきましたら、姫路駅で乗りかえなく、朝早く出勤してもゆっくりと寝ていけるというか、楽に通勤ができるのではないかとということをよく聞くんですが、実際その車両の編成とか、いろんなクリアしなければならない、非常に難しい点が多いと思うんですけど、ＪＲにお聞きしますと、播但線のホームから３番ホームに直接入るのは、構造的には可能ということをお聞きしておるんですが、いろんなことをクリアしなければいけないということもお聞きしています。非常に難しいと思うんですが、これが実現しましたら、福崎町が非常に住みやすい、いいところがますます住みやすくなります。今の太子町は、実は私の息子もそこにおるんですが、網干駅が新快速の発着駅ということで、新しい居住もふえて、地価も上がり、人口がふえていると聞きます。

非常に難しいと思うんですが、そこらあたりについて、お考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 播但線に新快速をというお話でございますけれども、現在、特急はまかぜが大阪と浜坂を結んでおります。本線から播但線に入ってくるわけですが、姫路駅では列車の進行方向が変わるということもありまして、約８分間停車をいたします。

このために、仮に新快速が福崎まで直接乗り入れができたとしても、通勤時間の目に見える短縮にはつながらないのではないかと考えます。姫路で本線に乗りかえたほうが時間的には速いのではないかと考えます。

新快速のスピードを生かすということになりますと、本線は複々線、上下、の

ぼりとくだりがそれぞれ二組の線路がございまして、普通電車を新快速が抜いていくから速いということがございます。播但線は単線ですので、乗り入れますと、それ以外の電車が新快速が通過する間、全て駅で待っておかないかということで、ダイヤにも影響を与えるということで、デメリットのほうが多いのではないかと考えます。

牛尾雅一議員 今、課長にその説明をいただきました。デメリットが多いというふうにお聞きしますと、これ以上言いにくいんですが、簡単でしたら今はできているということですね。できないことをするのも、またある意味いいということにもつながると思うんですが、JRに聞かしても、本線に入って新快速は12両編成とか10両で、播但線の場合は6両ぐらいが限度だということですので、姫路でジョイントというか、そういう必要も出てくると思いますし、難しいと思いますが、これが何とかいろんな方策でデメリットを減らして、メリットのほうが多いようなことが考えられましたら、研究をしていただきたいと思います。

そのデメリットが多いので、それは無理ということになりましたら、今の列車の通勤時間帯、本数をふやすとかいうことも大事と思いますが、JRの方に聞きますと、今もう目いっぱい車両の数とか、みんなもう目いっぱいのことをしているというふうなことも聞きますので、そこらも非常に難しいんじゃないかと、JRの方の意向というか、経営とかいうことと、それで車両、列車の車両も限られているということも聞いておりますので、大変難しいと思いますが、そういう会議とかありましたら、また提案なり、していただきたいと思います。

続きまして、このたび地方創生の新型交付金が28年度も加速化交付金が町が申請されておりましたのが、1件採択されたということもお聞きしました。

続きまして、28年度に引き続きまして4年とか、そういう複数年度にわたる交付金の制度が、国が地方創生の関連の事業ということで、町が提案されれば、採択されるというふう聞いております。

それでその従来の取り組みの延長線上にない、異次元の、次元の異なる大胆な政策というふうなことを新聞紙上でも見ます。そういう意味から、町がこの交付金に対する要望をどういうふうな事業を考えておられるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 次元の違う大胆な計画まではなかなか行きませんが、平成28年度に創設をされます地方創生推進交付金、今おっしゃいます新型交付金でございしますが、これにつきましては現在、法改正中の地域再生法に基づき交付される予定でございます。

この交付金を活用するためには、福崎町総合戦略に位置づけられた事業のうちで、地域再生計画を作成いたしまして、内閣総理大臣の認定を受ける必要がございます。地域再生計画は、今おっしゃいましたように5年以内の複数年の計画も策定が可能でございまして、福崎町で考えておりますのは、現在取り組んでいる自律（立）のまちづくり交付金事業でございしますが、この交付金事業は官民協働や地域のお宝探し、また人口維持のための取り組みなど、国が示しております先駆性とか先導性を備えていると考えられることから、新型交付金事業として申請をしたいと、このように考えているところでございます。

また、それ以外の事業につきましては、今おっしゃいました地域創生加速化交付金でございしますが、もち麦のほうは採択になったわけでございますけれども、辻川界限の観光拠点化につきましては、不採択でございましたので、福崎町としましては、この観光拠点化をぜひ進めたいと考えておりますので、こういった事業、また子育て支援のための事業などを計画いたしまして、財源を確保し

ていきたいと、このように考えているところでございます。

牛尾雅一議員 課長が言われましたことをぜひ実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

続きまして、2点目のふるさと納税について、質問させていただきます。

議場の皆さんは既にご存じでございますが、ライブ中継を見ていただいている方もおられると思いますので、説明をさせていただきます。

故郷、ふるさとなどを応援したい地方自治体に寄附すると、税金が軽減されるふるさと納税が全国的に盛り上がりを見せております。総務省によると、昨年4月から9月の全国の寄附額は前年同期比で4倍近くに増加しており、昨年4月からの減税上限引き上げと手続の簡素化がその要因と見られ、兵庫県内におきましても、寄附への返礼品を始めるなど、本格的に取り組む自治体が相次いでいます。同期間で寄附金額、件数ともに県内トップは淡路市で、前年同期比で2.4倍の約2億5,600万円、第2位の市川町が約1億9,000万円でございます。また、物に頼る必要はないとしてきた芦屋市では、市内から市外への寄附額が、市外から市内への寄附額を上回り、数千万円の赤字となったことを受けて、方向転換して、返礼品を開始されました。その後、1カ月経過した時点で、以前に比べ、月平均で寄附金が芦屋市では2.5倍に増加したと、新聞に掲載されておりました。

ふるさと納税の返礼品は地域の産物でございますので、返礼品をふやすということは、地域の産業振興にもつながります。その意味からも、福崎町ももっとやる気を出していただきまして、そして取り組んでいただき、この制度を大いに活用し、いろんな事業を展開していただきたいとの思いから質問をさせていただきます。

このふるさと納税に係ります事務というか、その専任の職員を置いて、大きな成果を上げられておられる自治体が全国に数多くあると聞きます。当町でも、そのようにはできないのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 ふるさと納税に取り組む体制のことでございますけれども、今、考えておりますのは、平成27年度に引き続きまして企画財政課のほうで対応を考えております。

企画係の担当職員1名が兼務で対応しておりまして、さらに補助でアルバイトを1名考えておるところでございます。

牛尾雅一議員 去年はお米が人気で2,500万円の目標を達成されて、年半ば以降非常に業務が煩雑というか、忙しかったと思います。これからますますふるさと納税もふえていくと思いますので、またその体制づくりというか、それもよく考えていただきたいと思います。

そして、去年は年度の途中から1万円、2万円から10万円の寄附に対して米を返礼品とされたということで、非常に人気となったということでございます。米が途中で品切れになったということもお聞きしております。

28年度は27年度に経験した米の品切れということは起こらないのかということについて、お尋ねいたします。

企画財政課長 米の確保につきましては、新年度に入りましたら、米の生産者の方に説明会を開催いたしまして、平成28年度産米でどれくらいの量を協力いただけるか確認をいたします。ここで目標の数量が確保できない場合につきましては、その他の参加されなかった米の生産者に声をかけるとか、最終的にはJAの協力も得たいと、そのように考えております。

牛尾雅一議員 玄米の買い上げ価格が、農家のために農協、JAに出荷するよりも高い値段で町は買い上げていただいていることを承知しております。一般の農家の方も検

査とかいろんな品質の検査というか、そういう手続も要ると思うんですが、一般の農家も1町とかつくられている方にしますと、自分の販路以外に大分持ちで持っておられるのをよく見ます。一般の農家の方も参加しやすいようなシステムというか、それについて何かお考えはございませんでしょうか。

企画財政課長 一般の米の生産者の方も町が条件を示しておりますけれども、農産物検査を受けていただいて、一等米であること、また色彩選別器によりまして異物を除去すること、あと保冷庫で保管管理ができる、そういった規模の農家の方でありましたら、個人の方でも申し出をしていただきますと、買い上げをさせていただくことになります。

牛尾雅一議員 それは、周知というか、広報か何かで知らせていただけるということですか。

企画財政課長 営農組合、また主な農業者の方には農林振興課を通じてお知らせをしていただいておりますが、それ以外の方にも周知できるように、広報について工夫をさせていただきます。

牛尾雅一議員 福崎町でお米をつくられている方は丁寧にお米をつくっていただいておりますので、農家の方のお米を買い上げていただいて、お米づくりに励みを持ってもらえるようになればというふうに思っております。

農産物は米は割と傷みにくくて保存もききやすいということですし、ほかの品物は非常に難しい面もあります。そういうことで、福崎町は多くの優秀な工業製品がありますので、他市町のように多品目にするには、やはり工業製品を返礼品として取り入れるというのが必要だと思うんですけども、その点について答弁をお願いいたします。

企画財政課長 一度に記念品を拡充するとなりますと、先ほどの執行体制の問題もございますが、町長のほうからは記念品拡充の指示もいただいておりますので、可能などころから対応を進めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ぜひそのようにお願いをいたしたいと思います。

そしてその寄附金の目標金額が、ことしも2,500万円ということをおっしゃっていただいておりますが、近隣というか、今のその状況を見ますと、もっと目標金額が高くていいんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

企画財政課長 4月に実施します米の生産者への説明会におきまして、お礼の品の米が十分確保できれば、目標額を上げることは可能かと考えております。

また、今おっしゃいました米以外の記念品についての確保の状況にもよると考えます。

牛尾雅一議員 そのようにしていただいて、またそのふるさと納税をしていただく方というのは、他市町を見ましたらリピーターというか、同じ方が同じ市町にされるということがありますので、ポイント制というか、何かそういうふうなことも導入していただいたりして、よりその福崎町に多くの方が納税をしていただけるというような取り組みも考えていただきたいと思います。

そしてその返礼品によるお得感というか、そればかりではなくて、福崎町の本来の目的であります、福崎町の魅力を知ってもらおうと、そしてまた福崎町に訪れていただいたり、福崎町に移り住んでいただくというふうなことが本来の目的じゃないかと思えます。ぜひそのようなことが進むように、今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3点目の小・中一貫校の導入について、お尋ねをしたいと思えます。

2016年度から改正学校教育法で制度化され、小・中一貫校の新設について県内では神戸市、小野市などが新制度を導入する方針で、また、姫路市におい

ては検討を始めると報じられております。当町としては、どのように小・中一貫校について考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 教育委員会ではこの制度について研究は今もしておりますけれど、すぐにこの制度を導入する、そういう状況にはありません。教育というものは、社会教育はもちろん学校教育もそうですけれど、金太郎あめのように日本全国どこを切っても同じような教育がなされるべきではない。日本には地域地域によって実態というのがありまして、それは違いがあると思います。法を逸脱しない範囲の中で、それぞれの地域に合った教育を推進していくべきだと、こういうふうに思っておりますし、今、私たちが一生懸命やっています福崎町の教育でも、しっかりその成果が出せていると自負しているのは、私が過信をし過ぎているからでしょうか。

牛尾雅一議員 教育長が今言われましたように、昨年度ですか、学力テストでも非常にいい成績でございますし、そしてその英語教育にもいち早く取り組んでいただいております。そして、いろんないい面が小・中学校においてあらわれているということは承知しております。

全国でちょっと説明させていただきましたら、今、国とか文科省とか神戸市とかそういうところが小・中連携一貫教育を進められる一番の目的というのは、中1ギャップを和らげること、そしてその結果として中学生の不登校出現率の減少、加えてその市町村または都道府県独自の学習到達度調査、全国学力・学習状況調査などによって平均正答率の上昇とか、生徒・児童の規範意識の向上とか、年齢の違う集団での活動による自尊感情の高まりとか、教職員の方々の児童・生徒の理解や指導の方法の改善意欲の高まりといったような、いい面があるということを報告というか、そういうふうに新聞紙上、報告のことで見ております。

福崎町も、その進められていることが非常に効果もあらわれておりますが、先を見据えて、こういう小・中一貫のいいところを取り入れていただくということ、それで、私が思うのに、文科省なりまたその神戸市、小野市でも取り入れられるということは、メリットのほうがデメリットよりも大きいからそういうふうになされようとしているんじゃないかというふうに思っております。

教育長さんにお伺いしますが、教育長さんも非常に教育を熱心にされております。小・中一貫教育のそのメリットとデメリットについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

教 育 長 質問の答えは後回しにさせていただきますして、最初に福崎町も研究はしているというふうに答弁をさせていただきました。ご存じのように小・中義務教育学校は三つのパターンに分かれております。一つ目は施設一体型、二つ目は施設の併設型、隣接型です。これはちょっと福崎町の用地とか、土地、場所、それから施設、財政といったら、これはもう1番と2番は無理だと思います。ですから、3番目にあります施設分離型、これに近いような形を現在取り入れて研究をしているということです。

議員もご存じのように、小学校6年生を中学校へ1日体験入学をさせたり、中学校の先生が小学校へ行って英語の授業をしたり、逆に小学校の先生が中学校へ行って数学の授業の補助をしたり、そういうふうなことやら、小学校の5年生、6年生では、中学校へスムーズに行けるように、教科担任制を導入したり、ふるさと学習等も小学校5・6年生と中学生が一緒にしております。そういうふうな形で、全く研究をしていないのではなくて、そういう方向で今、取り組んでいるということです。

そして、メリット、デメリットに関しましてですけれど、取り入れている学校がアンケート調査をしております。その結果、メリット、成果が認められるというのが88%、デメリット、課題が認められるというのが87%という、取り入れている学校のアンケートが出ていますので、メリット、デメリット、ほぼ同じかなと。特にメリットといたしましては、小・中カリキュラムによる学習指導や生徒指導が円滑な接続ができるので、授業改善や学力向上が期待できる。それから、中学校進学に不安を覚える児童が減少する。小・中学校の交流が進み、中1ギャップの解消や不登校の減少が期待できる。小・中で共通する実践項目がふえるというのがメリットの部分で、デメリットの部分としては、人間関係の固定化が進むとか、教職員の負担感、多忙感が高まる。その次は福崎町にも大いに関係があるんですけれど、小・中職員間での打ち合わせの時間の確保ができにくい。それから、小・中合同の研修の時間の確保もなかなか難しい。在籍児童数が合算されるので学級減が起こり、教職員定数の減が生じる。こういうふうなデメリットも考えられております。

今のところ、メリットもあればデメリットもあると、こういうことから、福崎町はもう少し研究を続けさせてほしいと、こういうふうに思います。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。今、説明を聞きまして、教育長の言われるように、福崎町に合った小・中一貫教育を考えていただいて、児童・生徒にプラスになる、そういうふうなことになるように、いろいろ研究していただきまして、取り組んでいただきたいと思います。

教育というのは、日進月歩しておりますので、少しでも新しいものをまたよい点とか、そういうものを取り入れていただくことを求めていると思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目の火災に対する備えと対策についてということについて、お尋ねいたしたいと思います。

消防に関することは、町の消防団の団長もされました難波議長、そして城谷議員がおられますので、今までいろんな質問もされております。

私は、火災に対するごく初歩的なことですが、質問をさせていただきたいと思います。

火災を引き起こさないということが、誰もわかっている当たり前のことなんですけれども、引き起こさないための啓蒙活動というのが全てに優先すると、大事なことと思うんですが、町としての取り組みをお願いいたします。

住民生活課長 火災予防の啓蒙活動につきましては、毎年春と秋に全国火災予防運動が行われておりまして、その期間中に消防団による夜間広報の実施や、自治会に啓発チラシの回覧やポスターの掲示を依頼するなどしまして、住民の方への周知を図っているところでございます。

また、各支部、1分団ずつ防火啓発モデル分団を指定しまして、住民への防火講話や消化器の操作訓練などを実施していただきまして、防火思想の高揚、それから家庭における防火対策を推進しているところでございます。

牛尾雅一議員 そういうふうに啓蒙もよくしていただいております。そして、よくわかっておられる方と、もう一つ高齢の方とかで、ちょっとわかっておられない方もおられると思うんです。私の自治会を含めまして、非常に古いというか、木造で築相当古い家で高齢者の夫婦とか、1人で住まれている方も多々ございます。最近ではもう、ブレーカーの設置が新築のときは義務づけられていると思うんですが、古い家にはないおうちもございます。そして夜間に、もし漏電により火災になりますと、命にかかわることにつながりますので、その漏電ブレーカー

の設置の啓蒙も必要じゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

住民生活課長 漏電ブレーカーにつきましては、特に設置義務はないということで聞いておるんですけれども、関西電力につきましても、安全性の観点から、委託になるんですけれども、各家庭を訪問されまして、電気設備点検の際などに指導などをされているということで聞いております。

また、町としましては、火災予防の点から必要に応じまして広報またはチラシなどにより、周知を図っていきたいというふうには考えております。

牛尾雅一議員 ぜひお願いいたします。もし火災が、不幸にして起こりますと、初期の消火というか、それが大事だと思います。各家庭において、台所に最低一つ、住宅用の消化器を設置していただくのは当然のことですけれども、逃げおくれを防ぐ、夜間に防ぐということで、義務化をされております住宅用の火災報知機の設置状況、町内の設置状況について、どれほどかお尋ねをいたします。

住民生活課長 一部の自治会では消防団員による聞き取り調査ですとか、警報器の設置などを実施されたところもございますけれども、町全体の設置率ということにつきましては、私どものほうでは把握はしておりません。

牛尾雅一議員 寝室とか2階に上がる踊り場というようなことと思うんですが、ぜひ1人でも、1軒でも危険を認識していただいて、つけていただく取り組みをお願いしたいと思っております。

そして、初期消火ということでございますので、消火栓による消火ということですので、消火栓の町内の設置状況と、設置基準を教えてくださいと思います。

住民生活課長 消火栓の設置基準につきましては、原則としまして消火栓を中心に半径70メートルの範囲に建物が入ることとしております。また、新設する場合には消火栓の設置基準範囲に建物が3戸以上あることが望ましいとしておりまして、そういった形で設置をしておるところでございます。

今現在の設置数につきましては、1,078基の設置でございます。

牛尾雅一議員 自治会内で水道をひかれたときに、消火栓もずっとつけていただいているんですが、今3戸というんですか、新たに3軒が建ったらその基準に合うということでございます。3軒建たないところはちょっと辛抱というか、何年か年数がたつと、1戸だけ離れていたところでもそういうようなことは可能なのでしょうか。

住民生活課長 特にその年数で基準というものはございませんけれども、やはり必要ということでございましたら、自治会等からも要望もございますので、その辺のところにつきましては安全性ということもありますので、できるだけ設置のほうでは考えていききたいというふうには考えております。

牛尾雅一議員 それで、その消火器の横というか、付近には、ホースの収納の格納庫があるんですが、ホースが3本入っております。このホースなんですが、この製造から10年、15年とかいうふうなホースの耐久というか、それを町が一括して15年たったら町がどうもないというか、漏れるとかそういうのがないということ、検査とか、町がある程度一遍にはできませんが、各村から何回か分けてずっとこう交換交換みたいな格好なんでやって、数がまとまりましたら、今ホース1本に町から1万円の補助をいただいておりますが、各自治会が1年間とか何回か分けて、空になってはいけませんので、そういうことで分けてやって、町でまとめてもらいますと、そのホースの購入代金とか、もし補修するについても、まとめていただきますと各自治会が個別にするよりも、有利というか、

結局町全体のお金でございますので、自治会が出すにしても、有利と考えますが、そういうことはどうなのでしょう。

住民生活課長 ホースの管理につきましては、今、議員が言われましたように一括でということになれば、確かに一斉の更新ということになれば安くなるのではないかと思います。これはわかるんですけども、先ほど申しましたように、消火栓で1,000基以上あります。それでホースが3本ずつということで、3,000本からのホースということになりますので、全てを町のほうでということとはなかなか困難でありますので、やはり従来どおり各自治会分団のほうで管理をしていただいて、その中でその補助金のほうを使っただいての更新ということをお願いしたいというふうに思っております。

牛尾雅一議員 消防団が管理をということで、以前からそうですのでよくわかるんですけど、効率性というか、そういうことを考えると、もしその研究をしていただければ、お願いしたいというふうに思います。

私どもの東大貫におきましても、消防団は昼間仕事に行ってるということで、もし自治会、同じ村の中で火災が起きましたときは、中播消防の消防車が到着するまでの間、初期消火ということで、昼間、うちの村でしたら、近くにおられる方とかグラウンドゴルフをよくされております。グラウンドゴルフのメンバーの方を名指しすると非常にいかなのですが、そういうふうに偶然おられましたら、消火栓を使用していただいて、初期の2、3分と5分の間の消火をしていただけたらと思うんですが、そうした場合には、もし不幸にして筒先がちょっと頭に当たるとか、そういうふうなけがをされたような場合は、自治会には自治会の活動の保険もあるんですが、町としても補償になるような制度はあるのでしょうか。

住民生活課長 内容にもよるんですが、今、議員が言われました消火活動中ということで、基本的に消火活動中に一般の方がけがをされたという場合につきましては、このたびの条例の改正もしておりますけれども、消防団員等の公務災害補償の関係の対象ということになりますので、そういったけがの補償がございます。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。自治会内でもしもそういうことがありますと、お年寄りとか関係なしに協力していただけます。そういうことがあってはいけませんが、補償があるということは心の支えになるということでございます。

中播消防も、以前でしたら火災が起こりますと、その中播消防から2台の消防車、タンク車ですか、出動があったと思うんですが、最近そのタンク車が小型というか、小さなタンク車が出動しているというふうに思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

住民生活課長 ポンプ車ということになりますけれども、特にその小型かどうかというのはあるんですけども、中播消防署のほうにつきましても、それぞれそのポンプ車に水も登載された消防車を全て設置をされておりますので、そういった部分で出動していただいているという状況ではございます。

牛尾雅一議員 ポンプ車が来ますと、消火栓とつながるまでもうすぐ消火ということで、以前は何か2,000リットルとかいうポンプ車が中播消防にはあるというふうにお聞きしたんですが、今はないのでしょうか。

住民生活課長 中播消防署の本署には2台、それから北部出張所に1台のポンプ車がございます。これにつきましては、本署の2台につきましては、それぞれ800リットル、それから900リットルの水を車載しております。北部につきましても900リットルの水を車載したポンプ車ということになっております。

そのほかに化学車がございまして、こちらのほうはそういう化学用の液という

ことで、こちらは1, 500リットルの薬剤を積めるようにはなってございます。

牛尾雅一議員 以前は2, 000リットルと聞いたんですが、それは自治会内の中に大型車が入らないということで900か800というふうにされているのかもわかりません。いざその火災になった場合に、いち早く出動していただきまして、早期の鎮火ができるということを願っております。

最後に、前回質問のことでございますが、前回、町の観光名所についての質問で、柳田国男生家、河童、天狗の施設、鈴の森神社、もちむぎのやかた、北野天満神社、岩尾神社付近、日光寺山・高峰山城を含めた広範囲にわたる学問・文化・伝統芸術とか史跡等の観光資源を生かして、辻川・井ノ口・北野・加治谷・亀坪一帯が福崎町の観光名所となるような取り組みについて、町のお考えをお尋ねしたんですが、説明不足でうまく問いができませんでしたので、再度お尋ねいたします。

地域振興課長 まず井ノ口から日光寺山への登山道が出てくると思うんですけれども、これにつきましては前回も答弁させていただきましたように、基本的には地域の方々が中心となって、そういった再整備の機運を盛り上げていただきたいと思っております。

それから高峰城跡につきましてはですけれども、現在全く整備がされていないという状況です。ほとんどが加西市に属しているんですけれども、加西市に確認しましたところでも、雑木等の伐採も含めまして、城跡の整備に取り組む機運がないということでございます。このような状況では、本町から取り組むこともできません。これらにつきましては、一定の整備ができましたら、それらも含めて観光的なPRもしていきたいと考えております。

それ以外のところですが、既存の歴史・文化・観光資源につきましては、現在、観光マップなどに載せながら、PRに努めているところでございますけれども、今後の課題といたしましては、例えばそういった町内でも地域ごとに分けたり、神社・仏閣というテーマに絞ったり、また山めぐり、こういった目的に沿ったルートを設定したような形でのPRも考えていく必要があるのではないかと考えております。

牛尾雅一議員 昨日、議会の控室でいただきました「ウェルカムはりま」という冊子の中、この中の21ページに福崎町の紹介があるんですが、落差72メートルの雄滝を初めとした雌滝など48の滝のある七種の滝や、登山やアウトドアが楽しめる春日山、六甲山系を一望できる日光寺山など、自然を体験できるスポットが抱負というふうに紹介もされております。

ですので、井ノ口、日光寺山の登山ルートの整備も、山の会の皆さんにお世話になって、今回もまた倒木の処理などを行っていただくということもお聞きしてるんですが、大変長い距離でございますので、また何らかの支援が必要かと考えますので、ご検討のほどもよろしくお願いいたします。

そしてその今、高峰山城が加西市との関連でということでございますが、国は新聞を見ておりましたら、海外からの観光客を年間3, 000万から4, 000万人にするためには、地域のその城跡とか神社の整備も補助金なりを支給するというふうなことが新聞紙上で報じられてもおりました。

ですので、城谷議員もよくその春日山のことについて力を入れていただいておりますが、春日山も後藤又兵衛ゆかりの山ということで、このたび約15人の有名な武将について、戦国武将について全国的な出版社であります東京の戎光祥出版社というところが、15人の、豊臣秀吉、徳川家康とか、そういうのを出さ

れておるんですが、このたび、ことしの8月に後藤又兵衛の生涯を出版されます。大河ドラマで今、真田丸がされてますが、大坂冬の陣、また夏の陣で大活躍をする姿、また又兵衛の武士としての生き様というものが、大々的に放映されるというふうに聞いておりますので、全国的にその又兵衛人気がまたすごく爆発的に盛り上がり、その本が出てということになりますと、これから先ずっと、また又兵衛人気が続くということも考えられます。

今の辻川、また井ノ口、それで亀坪の地域を広げる、日光寺山を広げるルートを、春日山まで延ばしていただきまして、その一帯、日光寺山というのは昔、日光寺山は八千種地域の中に入っておりましたので、そういう意味もありまして、春日山まで広げていただいて取り組んで、観光についての取り組みをしていただいたらありがたいというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は富田昭市議員であります。

質問の項目は

1. 女性が輝く「社会づくり」について
2. 発達障がい者支援の拡充について
3. 18歳選挙権施行に伴う投票率向上対策について
4. 自殺対策について
5. 個人番号カード交付の現状と推進状況について

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー11番、富田でございます。さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、ただいま議長からご案内がありました5項目について、ご質問をさせていただきます。

1点目の質問は、女性が輝く「社会づくり」についてでございます。

女性活躍推進法が昨年成立しまして、本年2016年は女性活躍元年ともいう年になると期待されていますが、女性を取り巻く環境、現状は非常に課題が多く、女性が十分に活躍する場所の提供が必要であります。初めに当局のその考えを伺います。

社会教育課長 当町では、平成28年3月中に福崎町男女共同参画基本計画を策定すべく作業を進めているところでございます。

そして、本計画は、平成27年8月に成立しました女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と位置づけております。今後はその計画に基づいて、全ての女性がみずからの意思によって生き方を選択し、職場や家庭、地域等、女性のライフステージにおけるあらゆる場面においてその個性と能力を発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の参画を関係課と連携しながら推進していく所存でございます。

富田昭市議員 この女性の活躍推進法は、日本で初めての積極的なアクションでありまして、企業内などにおいても、女性が十分に活躍できるように国や自治体に従業員301人以上の企業に、女性活躍のための行動計画の策定を求めるものであるわけですね。

現状では、主たる業務は男性がやっております。女性はその補助的な立場というのが現状ではないでしょうか。そういうふうな認識に基づき、結婚とかあるいは出産による退職などを迫られる無言の圧力やハラスメント、すなわち嫌がらせなどの問題は、しばしば起こしてきた日本の企業社会なんです。そして、

その意識革命を促すものであることは間違いないわけでございます。

国は10年以上前に2020年までに指導的立場に占める女性の割合を30%以上にするという目標を掲げていますけれども、行政側の取り組みと今後の計画をお尋ねをいたします。

社会教育課長 議員おっしゃるとおりでございます。女性を取り巻く現状と課題では、町民意識調査を実施いたしまして、これは20歳以上の町民1,500人を無作為に抽出して行いました。その結果は男は仕事、女は家庭という考え方にどちらかといえばそう思うと答えた人も含めまして、4割の町民に固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかりました。

また、男女の地位の平等感も、男性が優遇されていると感じている人が多いのも現状でございます。

昨年12月に閣議決定されました第4次男女共同参画基本計画では、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすることを目標に掲げております。行政で申しますと、本庁課長相当職に占める女性の割合の目標値は、平成32年度末20%になっております。こちら3月中に策定予定の福崎町第2次特定事業主行動計画にも同じ目標値を設定いたしまして、事業主の模範となるべく計画の実現を目指してまいります。

富田昭市議員 この福崎町の行政組織図を調べてみますと、副課長以上の役職者が男女含めて44人いました。これは平成26年の4月時点のもので、若干今では変わっていると思いますけれども、その課長補佐以上の方というのは、女性でも登用されているというのは、先ほどの志水議員では3人とか言ってましたね。確か副課長以上の方の管理職は。

そうなりますと、現在福崎町では162名ですか、職員が。そのうちの半数以上が女性であるというふうに先ほどの答弁でもございました。それを聞きまして、男性よりも女性が多い職場でもって、その管理職が3人だということは、これはなかなか対応が難しいのではないかなというふうに思います。

すなわち、男性社会そのもののそういう方向性を今福崎町は担いで進んでいるのではないかなという感じがするわけなんです。こういうことからして、女性のその半数以上の方がいるところについて、いろんなその仕事の面とか、あるいは個人的なことも相談をしたいなというふうな方がたくさんいるのではないかなという感じがするわけなんです。そういう方々が、わずか3人で対応できるのかなという感じがするわけなんです。

今、男性の課長さんたちも立派な方がたくさんいますけれども、その方々にいろんな悩みの相談とか、そういうものもできないのではないかなという感じがするわけなんです。

まして現在は、なかなか結婚にありつけない男女もたくさんいます。こういう相談なんかも、気安くその職場の女性の上司に相談できるような体制もできていないわけなんですよね。正直言います。

私の考え方では、この行政からして率先してそういう役職者をまず30%に持っていきながら、そしてまして女性の多い職場では、まだまだ結局つくっていかねばいけないのではないかなという感じがするんです。

現場職と違って、事務職の場合は、女性でも十分活躍できる場があると思うんです。そういう中におきまして、この取り組みは、私はしっかりと進めていただきたいなというふうに思うわけでございます。

一方、民間企業では、女性の課長職の割合は9.2%あるわけなんです。そし

て、まず第1子の出産を機に離職する女性の割合が6.2%など、日本社会における現状は、まだまだ女性の社会参画にとっては、満足のいくものではないわけなんです。安倍政権が今回その女性の活躍を推進しまして、政策に取り組んでいることは、私は評価したいなというふうに思います。行政側に期待することは、女性の社会進出や就業を阻害するような制度を早急に改革することが大事だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

町 長 志水議員の一般質問にもお答えしたとおりでありまして、職務能力、職務の経験上、こういったような形の中で、今、女性職員と男性職員、比率は約同数でありますけれども、しかしながら経験上、また年齢構成上、そういったような形にはなっておりません。

課長職は現在、会計管理者の1名のみとなっておりますけれども、60年の歴史の中におきまして、この方が2人目といったような状態であるという答弁を差し上げました。

今後における今の課長補佐、係長のこういったような年齢構成を見てみますと、答弁申し上げましたように5年から10年たてば、富田議員が言われておるような状態になっていくのではないかというふうに思っております。

女性の持つております特有のその個別能力といったようなもの、私も感じておりましたですけれども、男性でなければならないといったような業務はもう今のところ全くないといっていいほどの状態になっておるところであります。

例えば、徴収事務でありますとか、そういったような個別の案件等につきましても、女性のほうが能力があるといったような事柄も県の税務課の職員から聞いたことはあります。そういったような形の中で、女性の持つておりますそういう能力の活用のあり方につきましては、今、富田議員の言われたとおりであると、このような認識をしておるところであります。

富田昭市議員 女性の活躍におきましては、やはり時間や、あるいは場所にとらわれない柔軟な働き方でもって、テレワーク、すなわち情報通信手段を取り入れた就労体制、それは大きな役割を担っているわけでありまして。働く時間とか、あるいは場所が柔軟になることでもって、労働者の評価が下がったり、過剰労働になったりしては、これは本末転倒でございます。

やはり、労働人口が減少し、子育てやあるいは親の介護によりまして、働く時間とか、あるいは場所に制限がある人がふえる中でもって、長時間労働者が評価される社会ではなく、例え制限があっても仕事の能力が正に評価されまして、柔軟に働き続ける社会にすることが求められているわけでございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

町 長 当然、法の改正が必要になってくるものと思っております。今、言われましたように、在宅でそういったような仕事をするような時代がもう間もなく来るような形にもなっておりますので、そういったような事柄等が対応できるのであれば、今後はそういったようなものを取り入れていければというような考え方でおります。

富田昭市議員 この項目の最後の質問に入りますけれども、現在では女性の非正規雇用の割合は全国では56.7%というふうに、依然その過半数であります。そして、非正規労働者は収入も低く、平均年収は168万円というふうに国税庁の調べでもって出ているわけでございます。しかも、3人に1人は家計の中心的な稼ぎ手であるというようなことも言われているわけなんです。

母子家庭などでもって、家計収入が低いために、子どもが十分な教育を受けられず、資格も取得できず、貧困が子どもに継承されてしまう、いわば貧困の連

鎖が大きな社会問題になっているわけでございます。

子どもの貧困率は30年前の1985年には10.9%だったものが、最新の数値では16.3%と、実に6人に1人の子どもが貧困な状況に置かれているわけでございます。

妊娠から子育てまで、切れ目のない支援の推進、あるいは介護離職を防ぎ、子育て・介護のダブルケア問題に取り組むことが重要であるわけでございます。

介護休業制度の見直し、あるいはテレワークの普及などによりまして、仕事と家庭の両立支援を進めていかななくてはならないと思いますけれども、当局の見解をお尋ねいたします。

副 町 長 今、ご指摘のように、非正規雇用労働者の増加等によりまして、貧困家庭がふえております。国民の平均的な所得の半分を貧困ラインと呼びますけれども、先ほど、ご指摘のありましたように、平成24年の厚生労働省の調査では16.3%で、過去最悪となっているということでございます。子どもの6人に1人が貧困状態ということでございます。

中でも深刻なのは母子家庭などの1人親世帯の子どもで、貧困率は54.6%、先進国の中では最低のランクとなっております。貧困が高校、大学の進学率やその後の就職に影響しており、大きな社会問題だと考えております。

富田昭市議員 それでは、2点目の質問に入ってまいります。

2点目は発達障がい者支援の拡充についてでございます。

幼少期における自閉症や注意欠陥多動性障害などの早期発見に向けて、厚生労働省は来年度からかかりつけ医となる地域の小児科医などを対象に、対応力向上を図る研修を始めるようでございます。費用は国と自治体で折半をしまして、2016年度予算に4,400万円を計上して、どの地域におきましても、一定水準の診療ができるようになるようでございます。

発達障害は生まれつきの脳機能の障害が原因とされまして、外見では判断が難しいわけでありまして、早期発見には最初の診断を受け、診療に当たる地域のかかりつけ医の対応が重要でありますけれども、発達障害に関する医師の理解不足などが指摘されているわけでございます。

このようなことから、発達障害につきましては、より正しい認識を共有しまして、支援の拡充を求めますけれども、現状の体制と今後の取り組みをお伺いいたします。

健康福祉課長 現状につきましては、就学前、それから学齢期の児童に対しまして、1歳6カ月児健診、3歳児健診、5歳児相談、幼児園等の巡回相談において、早期発見し、専門相談である子ども発達すこやか相談を勧奨しております。そこで、心理士による発達検査、それから専門医による医師相談を行っております。

また、発達障害の特性のある子どもの療育、相談施設であるケアステーションかんざきを紹介させていただき、療育指導を実施し、継続的に支援を行っておるところでございます。

その際に、療育指導時の保護者に係る利用料を無料化し、より療育指導を受けやすい環境を整え、取り組んでおります。

今後につきましては、発達障害の特性のある子どもが増加をしているため、乳幼児検診や専門相談の機会をさらに充実させる等、早期発見、支援のための体制強化に取り組み、ケアステーションかんざきや県のこども発達支援センター、医療機関等とも連携し、相談支援体制を整えていきます。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は2時20分といたします。



休憩 午後 2 時 0 3 分

再開 午後 2 時 2 0 分

◇

議長 会議を再開をいたします。一般質問を続けます。

富田昭市議員 専門医に対する研修は、現在、発達障害について、より正しい認識を高めるために、国立精神神経医療研究センターで実施されていまして、今回予算が盛り込まれたわけなんですね。そして、そのかかりつけ医等が発達障害対応方向研究事業でもって、研修を受けた各地の医師が、看護師などに研修を行うことで、より正しい認識を共有することができるというふうに言われております。

平成 24 年の文部科学省の調査によりますと、公立小・中学校の通常学級に通う児童・生徒の 6.5％に発達障害の可能性があるというふうに言われているわけでありまして。福崎町の小・中学校ではどのような状況なのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 医師の診断に基づいた数字ではございませんけれども、福崎町の小・中学校で発達障害の可能性がある児童・生徒の割合は、学校によりまして差はございますけれども、おおむね 6％から 10％となっております。

富田昭市議員 結構多いですね。6％から 10％ということは。平常の学級でもって授業をされているわけなんですよ、この方々も。そうなりますと、先ほども言いましたけれども、この状態でほっておきますと、なかなかとそれがとまらんわけなんです。どんどん進んでしまうというふうな研究結果も出ておりまして、厚労省によりますと、病院に通院をしている発達障害児は 11 年度に約 11 万 2,000 人だったのに対しまして、14 年度には 19 万 5,000 人に増加をしているというふうな発表がされております。

そして、厚労省の化学研究班の調査では、14 年 4 月は診療機能を持つ児童発達支援センターは、政令指定都市には複数設置されているわけでありましてけれども、これが 20 万人未満の自治体にはないというふうに発表されているわけなんです。

このために、発達障害の専門医がいる医療機関に患者が集中しまして、長期の順番待ちとなりまして、受け入れが非常に不十分であるというふうな結果も出ておりまして、本当にこのために早期の診療ができずに、そのまま放置されている方もふえ続け、患者数の増加につながっているのではないかなというふうにも思うわけでございます。

このようなことから、生きづらさや孤立感を感じる発達障害者は多数いるものと考えられるわけでございます。今、言われましたように、福崎町全体でも 6 から 10％となっているようでございますけれども、やはりこれも今わかっている範囲でそれだけですけれども、成人後に初めて本人とか、あるいは周囲が気づくケースもありまして、社会生活を送る上でさまざまな困難を抱えているわけでございます。

教育や、あるいは福祉、就労の各分野でもって、適切な配慮や訓練があれば、企業や地域でもって活躍する人もいるわけでございます。関係機関の連携で支援に厚みをもたらすための専門的な人材の育成を、後押しすべきではないかなというふうに考えるわけでございます。

今後、行政側としまして、切れ目ない支援を目指す取り組みを期待しますけれども、その辺のお考えをお尋ねいたします。

健康福祉課長 行政側といたしましても、本人や家族にとって非常にデリケートな問題でございます。慎重に対応をしたいと考えております。

早期に発見をできればいいわけですが、現状では高校生からの相談につきまして増加傾向にございます。18歳まででありましたら、専門機関であります、先ほど申し上げましたケアステーションかんだきにつなぎまして、来所や訪問による発達相談を受けていただいております。それ以上の年齢の方の対応につきましては、ひょうご発達障害者支援センタークローバーというところがございます。そちらを紹介させていただきまして、相談支援や就労支援など、必要な助言等を行っております。

社協のほうに平成26年度から委託をしております障害相談支援センターとも今後連携をさらに強めながら、相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

富田昭市議員 よろしく願いをしておきます。

それでは、3点目の質問に入ってまいります。

これは18歳選挙権施行に伴う投票率向上対策についてでございます。

選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられた改正公職選挙法が、本年7月に予定されている参議院選挙から実施されるわけでございます。

これに合わせまして、新たに有権者となる18、19歳の人が今春に進学とかあるいは就職等で引っ越しをしても、確実に投票ができるようにするための改正公選法が成立をしたわけでございます。

これに合わせまして、転居による選挙権の空白が解消されたわけでございます。

福崎町は、大学や多数の企業等がありまして、春には多くの若い方の転出・転入が始まると考えられます。転入された18、19歳の新有権者が初めて選挙するわけですが、福崎町に転入届を出した対象者が新住所で投票するための業務手続等は問題ないか、お尋ねをいたします。

選挙管理委員会書記長 議員お尋ねのこの7月に予定されております参議院議員の通常選挙でございます。選挙の公示日の前日までに福崎町で3カ月以上住んでおられましたら、福崎町で選挙ができることになります。ただこの3カ月に満たないと、旧の住所地で選挙を行うということになります。

今回の場合、大学の新入生などは、3月、4月ごろに転入届を出されるということになりますと、非常に微妙な時期になってくるかと思えます。

もし、福崎町でできないとなりましたら、旧の住所地で選挙することになるわけですが、不在者投票制度というのがございまして、これを使いますと、福崎町でも選挙をすることができるようになっております。その手続等につきましては、今までの国政選挙と特に変わりがないので、問題はないというふうに考えております。

富田昭市議員 これから私が話すことは非常に大事なことだと思いますけれども、既に旧住所でもって選挙人名簿に登録されている成人であれば、新住所でもって3カ月未満でありましても、例外的なケースを除きまして、旧住所でもって投票ができます。これが原則なんです。

しかし、18歳以上選挙権が施行される6月の19日以降に有権者となる18、19歳の人、今春、この春に進学や就職で新住所に転居した場合に、旧住所の選挙人名簿には登録をされていないし、新住所でも3カ月未満しか居住していなければ、せっかく有権者になっても、投票ができない。要するに、投票権の空白が生じるわけなので、この間に。これは実際にあったんです、こういうことが。春は異動の季節でありまして、総務省の推計によりますと、18歳選挙権で新たな有権者となる240万人のうち、約7万人が投票できない、そういう事態になっていたわけなんです。240万人のうちの7万人が。しかし、

このたびの選挙法の改正によりまして、この方々も選挙ができると、この空白が取り除かれたわけなんです。法律の改正によりまして。

そこで、18歳選挙権の施行に合わせまして、投票権の空白を解消するために、公選法が改選をされたわけでございます。これによりまして、旧住所から移転した18、19歳の有権者が投票できるようになったんだということなんです。このことはご存じですか。

若い人が政治に関心を持つことは大事でありまして、社会を大きく変えていくチャンスでありまして、今後の活躍に期待をするものでございます。そのため、対策の一つとしては、投票に行く呼びかけをしていくのは当然でございますけれども、実際に模擬投票を勧めまして、選挙に対する認識を高めていただく取り組みも大切でありますけれども、当局のお考えをお尋ねするものでございます。

選挙管理委員会書記長 今回、議員言われますように改正後の初めての選挙がこの参議院議員の通常選挙となっております。そういったところから、国におきましても、テレビや新聞報道を使いまして、広報活動が展開されるというふうには想定をいたしております。チラシ等につきましては、転出者に配布するようなチラシを国が作成いたしまして、既に今、議員言われましたように、この3カ月関係のチラシができております。これが昨日届きまして、こういったチラシが届いてるんですけど、これを今、窓口に置いております。

また、福崎町選挙管理委員会の取り組みといたしましては、県の選挙管理委員会と協力をいたしまして、選挙制度の講座、また投票箱を使った模擬投票、今、言われた、まさしくその分でございますが、そういった出前講座の体制を整えまして、高校から要請があれば出向く準備を進めていきましたが、先般、福崎高校から依頼がございました。それで、5月の24日に3年生全員を対象に福崎町と兵庫県の選管から伺って、出前講座を行う予定といたしております。

また、若年層が投票に行く呼びかけとしましては、12月議会でも申し上げましたように、大学の学園祭等でも啓発チラシを配布するなど、投票意識の育成に結びつくような対策を引き続き検討していきたいというふうには考えております。

富田昭市議員 この件につきましては、しっかりとした取り組みをお願いをしておきます。

次に、4点目の質問は、自殺対策についてでございます。

この10年間で自殺は減ったとはいえ、依然として高い水準であります。日本全体では、年間で2万5,000人以上の人がみずから命を絶っている現状でございます。

その中でも、若年層の自殺者数の減少は他の年齢層に比べまして小さく、若年層に対しては、これまで以上に自殺対策の強化を図っていかなくてはならないわけでございます。

福崎町の28年度予算では、自殺の対策事業といたしまして、56万4,000円が計上されています。自殺予防対策として、今年度はどのような取り組みを計画されているのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 若年層、若年者への自殺予防対策につきましては、平成22年度から助産師等が町内の小・中学生に対しまして、生命の誕生や命の大切さについて、講話を実施いたしております。自分の命だけではなくて、他者の命を大切にする心も培ってもらおうということで、努めております。

実施に当たりましては、参観日にこの授業を重ねることで、保護者にも普及啓発を行うなどの工夫を行っておるところでございます。

富田昭市議員 この中でも、20歳未満の自殺の原因は、学校問題が1番多くなっているというふうに言われております。そして、20代と30代は健康問題が最も多く挙げられておりまして、そのうち20代だけを取り上げてみますと、勤務問題が多く、30代は経済あるいは生活問題が、それぞれに次ぐ多さというふうになっているわけでございます。

私、昨日、高岡小学校で、卒業式に出席をさせていただきました。そのときの席でもって、学校長の式辞の中で、命についてのお話がされておりまして、卒業生に対し、絶対にみずから命は絶てはいけないというような式辞があったわけでございます。命を大切にすることの重要性を訴えておりまして、本当に感動した卒業式に出席できてよかったなというふうに思っております。

また、この平成24年1月に実施をいたしました意識調査によりますと、自殺したいなと思ったことのある人の割合は、20代が最も多くなっております。こうした状況を打開するために、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を築くことが大切であるわけでございますけれども、当局の考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長 事業所等の対応につきましてでございますけれども、直接的な取り組みは行っておりません。県が主催する自殺対策のネットワーク会議に出席をいたしまして、その中で管内の商工会等と協働を図りまして、メンタルヘルスに関する情報共有を行っておるところでございます。

県主催、それから神崎郡3町商工会、それから郡の3町共催で、メンタルヘルス研修を行いまして、若い世代、働き世代の心の健康づくり、あるいは職場のストレス対策等に関する普及啓発を実施しておるところでございます。

富田昭市議員 このようなことから、小・中学生の段階で自殺予防教育を行いまして、さらに医療とか福祉、民間団体との連携体制も整備をして、自殺者をなくす取り組みを市、町、村で自殺の対策計画を策定するように、国の方針で決まったわけなんですね。それで、これに対しまして福崎町の実態に合った、そのきめ細やかな現状とその対策は、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 議員おっしゃいますとおり、自殺対策の計画策定につきましては、自殺対策基本法の改正案が今国会におきまして成立をする見通しとなっております。

その最大のポイントといたしましては、議員ご指摘のとおり、都道府県のみならず、市区町村においても、自殺対策計画の策定が義務づけられるようになることでございます。

現在、当町では計画策定はしておりませんが、地域の実態に即した対策を推進していくためにも、今後、国や県の動向を確認しながら、策定に向けて取り組んでまいります。

富田昭市議員 この対策の一つとしても、要するに若年層の利用が高いインターネットを活用した、そういう自殺者向けの、自殺対策ホームページの開設をして、書き込みによる相談窓口を設けるのも、一つ効果があるのではないかなというふうな感じもするわけでございます。

いろいろと検討していただきまして、どうか若者がみずから命を落とさないような対策をお願いをしておきます。

それでは、最後の質問でございますが、5点目の質問は個人番号カードの交付の現状と推進状況について、お尋ねをいたします。

このマイナンバー制度は、行政を効率化して、私たち国民の利便性を向上させるだけではなくして、公正・公平な税と社会保障制度の実現を目指すものであります。しかし、一般住民に対する周知は、まだまだ十分とは言えません。個

人情報の管理に関する懸念の払拭も求められているわけでありまして、こうした課題の一つ一つに行政側は万全な対策を行うべきではないかなというふうに考えます。

個人番号は既に全住民に届いていると思いますけれども、事情によりまして届いていない方、あるいは返却された方、それに居所不明等の取り扱いのあった未配達郵便なども発生してきていると思いますが、それらの現状をお尋ねをするものでございます。

住民生活課長 通知カードにつきましては、１２月の中旬に配達されずに郵便局から役場のほうに戻ってきておりましたのは６５３通ございました。その後、役場のほうへ取りに来ていただくよう普通郵便でお知らせ通知などを出すなどしまして、３月１４日現在なんですけれども、本人に渡っていない通知カードにつきましては、１２４通となっております。

富田昭市議員 最初に私が先月ですか、先々月かに一般質問したときに、恐らくこれが発生するのではないかなというふうな質問をしたわけでございますけれども、やはりこの６５３通という未配達のものがあったというのは、これは大変に多くの数字ではないかなという感じがするわけなんです。

それで、もう一度確認しますけれども、あと残ってる数字、もう一度お願いします。

住民生活課長 あと残っておりますのは１２４通でございます。

富田昭市議員 これらにつきましても、当初、そのマスコミ、諸団体などがマイナンバー制度について、事実と異なる報道がされまして、あたかも自分自身の情報が全て流れてしまうんだというふうな報道がありまして、その影響が尾を引いているのではないかなという感じがするわけでございます。

そして、その関係から、個人番号の交付書が届いていても、また役場窓口に向いて、個人カードの手続をしていない方もいるのではないかなというふうな感じがするわけなんですけれども、現在のそのカードの交付状況はどの程度になっておりますか。お尋ねいたします。

住民生活課長 個人番号カードということでございますので、それにつきましては、これも３月１４日現在になりますけれども、９０５人の方が申請をされておまして、そのうち６５１人の方のカードが役場のほうに届いております。順次、交付の手続を行っております、そのうちの１９８人の方にカードを交付しているという状況でございます。

富田昭市議員 今後、戸籍やパスポート、あるいは自動車登録等、幅広い利用も国会では論議されておまして、やはり国民生活の利便性向上のためのこのマイナンバー制度でございますので、住民の方に手続が進むように、しっかりとまた啓蒙もしていただきまして、多くの方に個人ナンバーの取得をお願いしておきまして、私の一般質問を終わります。以上でございます。

議長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議３日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会４日目は、あす３月２５日、午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後２時４１分

